

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」の策定・公表（別紙1参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（2013 事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、2014 事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、2015 事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何をめざすかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表した。そして、「金融行政方針」に基づく行政を実施するとともに、PDCA サイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価して、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させていた。

2018 事務年度においては、PDCA サイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、従来の「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30 事務年度）」として公表した。

「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30 事務年度）」においては、以下の7項目に重点的に取り組むこととしている。

- ・ デジタライゼーションの加速的な進展への対応
- ・ 家計の安定的な資産形成の推進
- ・ 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保
- ・ 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保
- ・ 顧客の信頼感・安心感の確保
- ・ 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化
- ・ 金融当局・金融行政運営の改革

また、2017 事務年度からは、政策評価有識者会議の運営方法を改め、政策評価に加え、金融行政に外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき新たな重要課題についての議論を定期的実施することとした。



変革期における
金融サービスの
向上にむけて

金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)

平成30年9月 金融庁

変革期における金融サービスの向上にむけて

金融を取り巻く環境変化

- ・ デジタライゼーションの加速
- ・ 人口減少・高齢化の進展
- ・ 低金利環境の長期化

金融サービスの向上に向けた

「金融育成庁」としての

7つの取組み

金融行政の目的

- ・ 安定的な資産形成
- ・ 企業・経済の持続的成長
を通じた国民の厚生の増大

1. デジタライゼーションの加速的な進展への対応 ～金融デジタライゼーション戦略～
2. 家計の安定的な資産形成の推進
3. 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保
4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保 ～経営者の役割とガバナンス～
5. 顧客の信頼感・安心感の確保 ～金融機関の行為・規律に関する課題～
6. 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化
7. 金融当局・金融行政運営の改革


本事務年度は、PDCAを明確化させる観点から、従来の金融レポートと金融行政方針を一体として策定

1. デジタイゼーションの加速的な進展への対応(1)

～金融デジタイゼーション戦略～

- **生活面**ではあらゆるモノ・コトがデジタル情報化し、**ビジネス面**では金融だけでなく生産・流通・販売に至るまで、さらに**行政**においても**隅々までデジタルが適用されるデジタイゼーション**が加速

- ITを活かし、決済等の金融サービスを切り出し(アンバンドリング)、eコマース等の業務と部分的に組み合わせる(リバンドリング)など、**新しいプレイヤーが金融分野に進出**
- 情報の蓄積・分析が量・質ともに飛躍的に増加・向上し、**情報の利活用が進展** → **ビジネスが革新的に変わる可能性**

 **新しいプレイヤーによるイノベーションの進展が進みやすい環境を整備していく必要**
同時に、**既存の金融機関も、新しいプレイヤーとの協働・連携や競争**を通じて、**ビジネスモデル変革による利用者利便の向上**が求められている

【金融デジタイゼーション戦略の11の施策】

情報をより使いやすく

1. 情報の蓄積と利活用

利用者や金融機関等の多様なプレイヤーが情報を利活用しやすくなるよう、①**情報連携のための環境整備**(決済高度化・オープンAPIの推進)、②**制度面での検討**(機能別・横断的法制において検討)を行うとともに、③**金融機関とITの戦略的活用・ITガバナンスについて対話**を実施

2. 顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護

本人確認のデジタル化の推進のほか、情報の利活用の際の匿名性の確保、顧客情報の信頼性確保を含む個人情報の保護や、ブロックチェーン等、新しい技術を活用した顧客保護に向けた取組みを推進

3. デジタイゼーションに対応する情報・金融リテラシー

どのような金融サービスが利用できるか、また、自らの個人情報等が金融を含む商品・サービスの勧誘にどのように利活用されるかといった**情報・金融リテラシーの向上**を推進

1. デジタイゼーションの加速的な進展への対応(2)

～金融デジタイゼーション戦略～

官民のインフラの
デジタル化

4. 金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化

利用者の利便性向上や企業の生産性向上、キャッシュレス化に向けたインフラ整備として①**企業の財務・決済プロセスの高度化**や、②**証券分野におけるブロックチェーン技術の活用**等の推進

5. 金融行政のデジタル化

①金融機関のシステム対応コストを低減しつつ、当局によるリアルタイムな実態把握を可能にする**官民双方にメリットのあるRegTechエコシステムを将来的に構築**するための検討、②EDINETのオープンAPI化による開示情報の提供等を実施

新しいビジネス
への挑戦を支援

6. 様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進

①「**FinTech Innovation Hub**」を立ち上げ「**100社ヒアリング**」を実施することにより情報を収集するとともに、②**FinTech実証実験ハブ**や③**FinTechサポートデスク**等の様々なサンドボックスの活用を促進

7. オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進

オープンAPIの推進等により、金融機関とフィンテック企業の連携を推進

デジタイゼーションに向けた
基盤の整備

8. 国際的なネットワーク

①海外当局との**フィンテック推進協力枠組みの構築**、②**フィンテック・サミットの開催**に取り組むとともに、③**仮想通貨(暗号資産)の国際的なルール形成に貢献**

9. デジタイゼーションの基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進

①ブロックチェーン技術の活用可能性や課題等にかかる**国際的な共同研究の実施**、②「**FinTech Innovation Hub**」における**要素技術等に係るヒアリングの実施**

10. サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応

新たな実効性あるサイバーリスクへの対応策を金融機関に促し、サイバーセキュリティの国際連携を推進するとともに、デジタイゼーションに伴って生じる金融システムの新たなリスクに対応

11. これらの課題を実現するための機能別・横断的法制

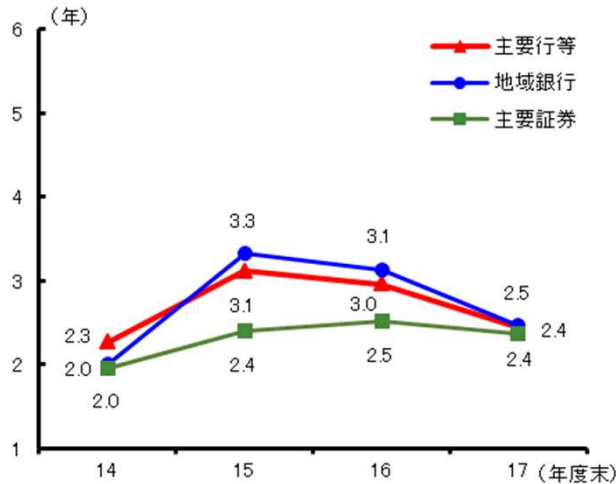
フィンテック等の技術革新の動向や金融サービスのトレンドの方向性も視野に入れつつ、**金融規制体系をより機能別・横断的なものにしていくことについて検討**

2. 家計の安定的な資産形成の推進(1)

(1) 顧客本位の業務運営の確立と定着

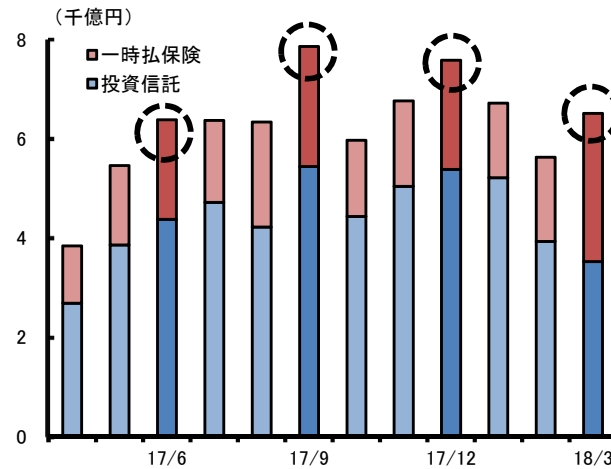
- 投資信託等の販売会社においては、**投資信託の平均保有期間が短期化**。営業現場では**期末の収益目標を意識したプッシュ型営業**の可能性
- 金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用を行う全ての金融機関における顧客本位の業務運営の浸透・定着に向け、**金融機関の取組みの「見える化」**の促進が課題

投資信託の平均保有期間の推移



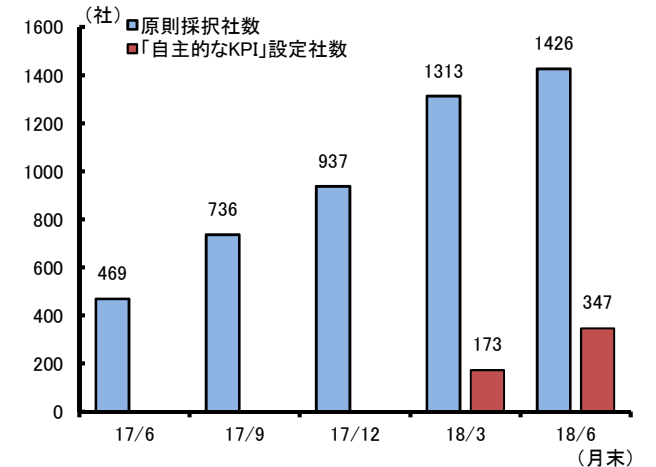
(注1) 主要行等9行、地域銀行20行、主要証券7社を集計
 (注2) 自行販売、仲介販売の合算ベース
 (注3) 平均保有期間は、(前年度末残高+年度末残高)÷2
 ÷(年間の解約額+償還額)で算出
 (資料)金融庁

リスク性商品の販売額の月次推移



(注1) 主要行等9行及び地域銀行20行を集計
 (注2) 17年4月から18年3月までの12か月間の、一時払保険及び投資信託の合計販売額の推移
 (資料)金融庁

「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択社数・「自主的なKPI」設定社数



(注) 「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している金融事業者を集計
 (資料)金融庁

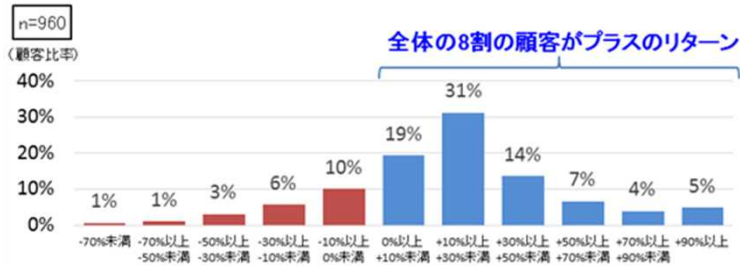
- 金融機関の**経営者**が、「顧客本位の業務運営に関する原則」を自らの理念としてどのように取り入れ、戦略を立て、その上で、**現場においてどのように実践しているか**、重点的に分析・検証
- **顧客アンケート調査**を通じ、金融機関の取組みが顧客に浸透し、金融機関の選択に活用されているかなどの実態を分析・確認
- 投資信託の販売会社において**比較可能な共通KPI**の普及・浸透を図るとともに、投資信託の類似商品である貯蓄性保険も含め、商品内容等のさらなる「見える化」を促進

2. 家計の安定的な資産形成の推進(2)

(2) 長期・積立・分散投資の推進

- 2018年1月開始のつみたてNISAは、**20代～40代が口座開設者の約7割**であり、新たな投資家層の拡大に寄与。ただし、**認知度は40%程度**であり、利用は一部の層にとどまる現状。**制度面・普及面の双方**において、更なる取組みが課題

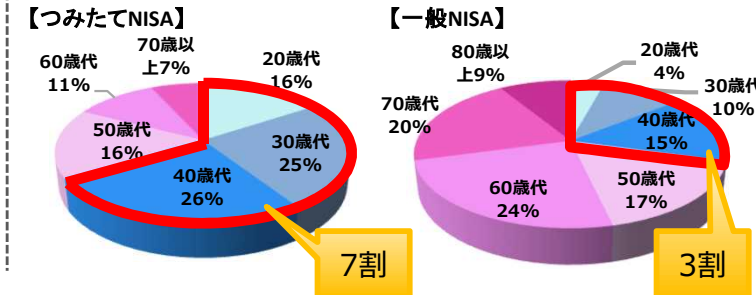
NISA口座(2014年買付分)における損益状況(2018/3末)



一般NISA・つみたてNISAの新規口座開設数の推移(2018/3末)



NISA(一般・つみたて)口座開設状況(年代別)



- 国民の生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度のあり方について、英国ISAも参考としつつ、他省庁と連携し、具体的な検討を実施
- 金融リテラシーの向上のため、金融庁・財務局による**出張授業等を抜本的に拡充**し、教材・内容を充実

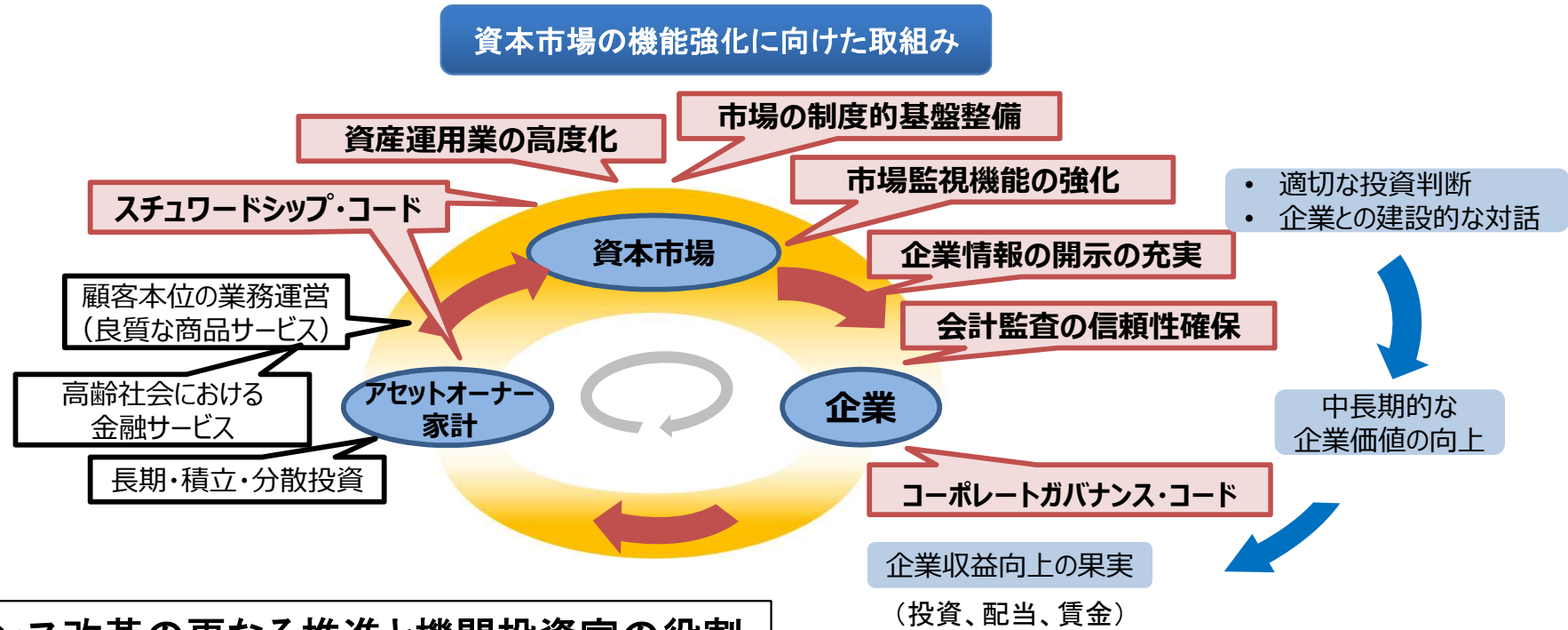
(3) 高齢社会における金融サービスのあり方の検討

- **長寿化の進展**、これに伴う**退職世代等の保有する金融資産割合の増加**、資産構成の**現預金への偏重等による金融資産の伸び悩み**、**ライフスタイルの多様化**、といった現状
- 長生きに備えながら、自身の状況に応じた資産の形成・取崩し・承継等を図っていく必要

- 金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、以下の点を議論。顧客の状況やニーズを起点としたビジネスモデルへの転換や非金融分野との連携等、**金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則のとりまとめを実施**

- ① 顧客のライフステージ・状況に応じたきめ細やかな商品・サービスの提供の推進とそれを支える環境の整備
- ② 多様な顧客が自身の状況に適した商品・サービスを選択できるよう、老後の収支や商品・サービスの「見える化」
- ③ 個人資産や事業の円滑な承継のための金融サービスのあり方
- ④ フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)を踏まえた投資家保護のあり方

3. 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保(1)



(1) ガバナンス改革の更なる推進と機関投資家の役割

「スチュワードシップ・コード」
(2014年2月策定、2017年5月改訂)

「コーポレートガバナンス・コード」
(2015年6月策定、2018年6月改訂)

- フォローアップ会議を開催し、**政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表**などを検証
- **企業と投資家の実効的な対話**や企業の取組みの**ベストプラクティスの公表**を行うなどを通じ、コーポレートガバナンス改革を更に推進

(2) 資産運用業の高度化

■ 資産運用業の高度化は、資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で重要

- **業務運営インフラの高度化、新規参入の円滑化、投資運用人材の育成・確保**など、資産運用業の活性化・高度化に向けた課題について、総合的な検討・取組みを推進
- 利益相反管理態勢や運用力の高度化につながるガバナンス機能の発揮状況などについて検証・対話。投資運用業者のより高度な業務運営態勢の確立を志向

3. 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保(2)

(3) 企業情報の開示・会計監査

- 投資判断に必要な情報を十分かつ正確に、適時にわかりやすく提供する必要
- 監査法人のマネジメントの強化や会計監査に関する情報提供の更なる充実を行う必要



- 経営戦略やガバナンス情報(政策保有株式、役員報酬等)などの企業情報の開示の充実に向け、以下の取組みを実施
 - ✓ 内閣府令の改正・プリンシプルベースのガイダンスの策定
 - ✓ ベストプラクティスの収集・公表
- 会計監査の信頼性確保のため、監査人に対してより詳細な情報提供が求められるケースにおける対応の在り方について検討

(4) 金融・資本市場の制度的基盤整備

- 金融・資本市場の機能・魅力向上に向けた必要な対応・検討を進める必要



- 社債市場をはじめとするクレジット市場について、リスクに見合った適正なリターンが確保されず、その機能が十分発揮されていないのではないかといった観点を踏まえ、多様なプレーヤーが参加する厚みのある市場の形成・発展に向けた課題と対応策を整理・検討
- 取引所の国際競争力の強化、デリバティブ取引市場の拡大、投資家の利便性の向上のため、関係者への働きかけを強化。総合取引所の早期実現へ前進

(5) 市場監視機能の向上

- 市場のグローバル化やデジタル化の進展などの環境変化に的確に対応する必要



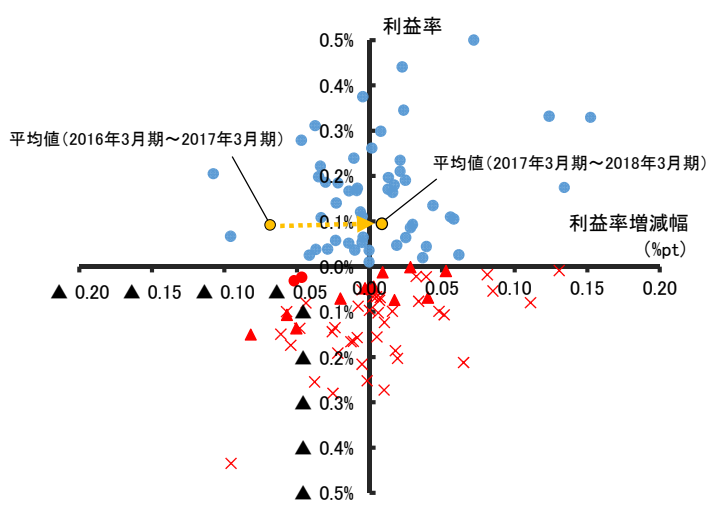
- 潜在的リスクに着目したマクロ的な視点に基づくタイムリーな市場監視を継続。現在の市場監視手法や着眼等の改善を実施
- 行政処分の勧告を行うだけでなく、関係者との対話を通じた問題意識の共有や対外的な情報発信を実施
- AI等の活用も含めた新市場監視システムの導入に向け検討

4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(1) ～経営者の役割とガバナンス～

(1) 地域金融機関

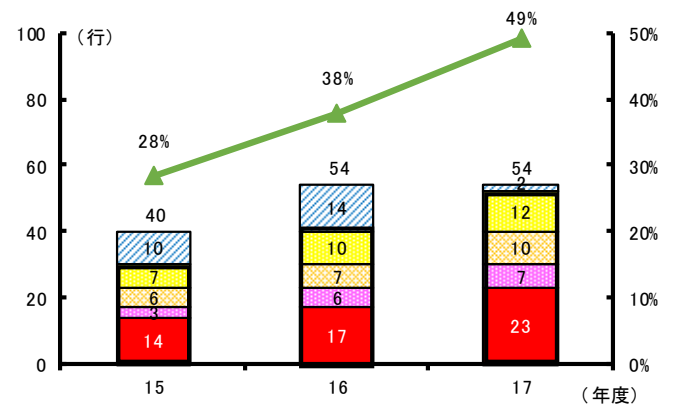
- 地域銀行は、足元では役務取引等利益の増加によって本業利益率は下げ止まっているものの、**過半数の54行で本業利益(貸出・手数料ビジネス)が赤字(うち52行が2期以上連続赤字)**。連続赤字の地域銀行が年々増加。本業赤字をカバーしていた**公社債等の含み益は減少**
- ビジネスモデルの持続可能性や、有価証券運用のリスクテイク等に課題を抱える地域銀行をみると、**経営戦略等を着実に実施できる態勢の構築、リスクテイク領域・上限の設定やガバナンスの発揮**などが不十分な先が存在
- 金融仲介機能の発揮状況については、企業アンケート調査の結果や金融仲介機能のベンチマークによれば、**地域金融機関の顧客企業と向き合う意識・取組姿勢に一定の改善の兆し**

本業利益の利益率とその増減幅
(2017年3月期～2018年3月期)



(注1) ●:黒字 ●:単年度赤字 ▲:2期連続赤字 ×:3期以上連続赤字
(注2) ●は地域銀行106行の平均値
(注3) 本業利益の利益率
= (貸出残高×預貸金利回り差+役務取引等利益-営業経費) ÷ 預金(平残)

地域銀行の本業赤字の状況

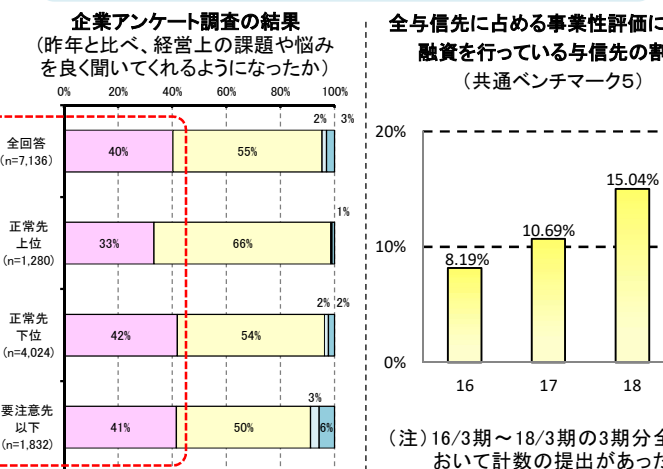


(注) 連続赤字行数比率は、地域銀行106行に占める本業利益が2期以上連続して赤字となっている銀行の比率

(資料) 金融庁

企業アンケート調査の結果・
金融仲介機能のベンチマークの状況

金融機関による経営課題の把握・企業との対話について一定の改善の兆しが窺われる

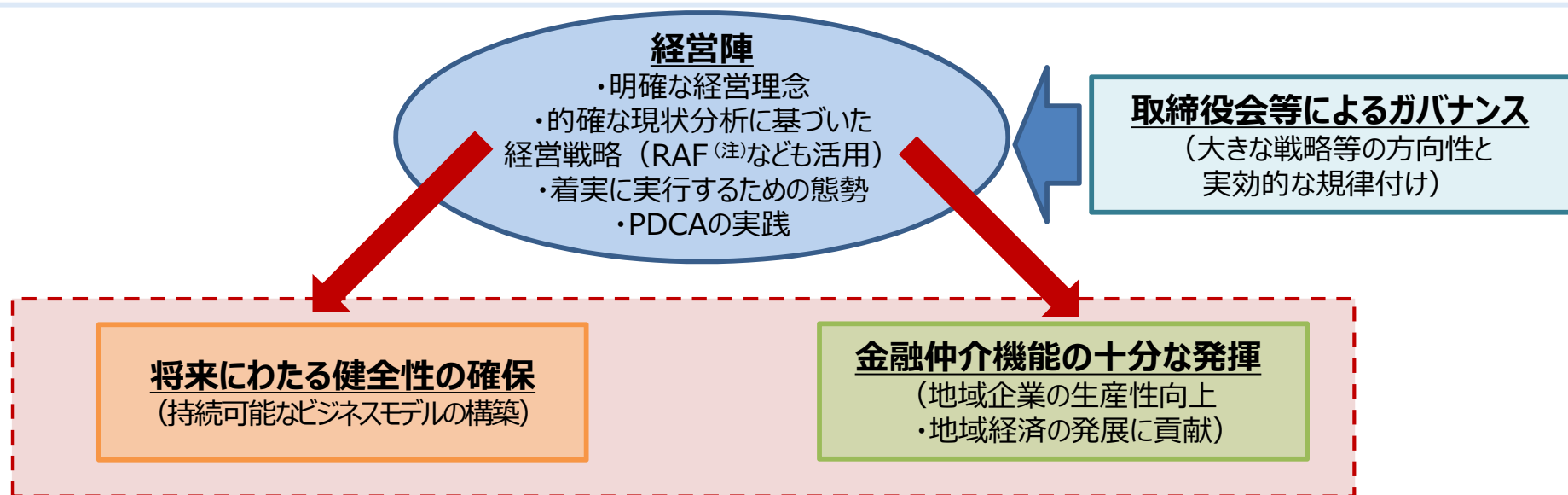


(注) 16/3期～18/3期の3期全全てにおいて計数の提出があった地域銀行91行の平均
(資料) 金融庁

4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(2) ～経営者の役割とガバナンス～

(1) 地域金融機関

- 地域金融機関が、**安定した収益と将来にわたる健全性を確保**し、**金融仲介機能を十分に発揮**することを通じて、地域企業の生産性向上、ひいては地域経済の発展に貢献していくためには、**経営陣による適切な経営戦略の策定・実行と取締役会等によるガバナンスの発揮**が重要。また、このような持続可能なビジネスモデルの構築にあたっては、**時間軸を意識して取り組む**ことが必要



(注)RAF: Risk Appetite Framework

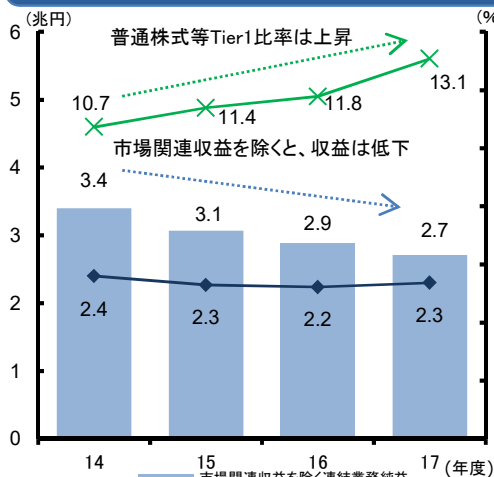
- 将来にわたる健全性が維持されるよう、**オン・オフ一体のモニタリング**を実施。特に深刻な課題を抱える先については、**課題解決に向けた早急な対応を促進**。このため、**早期警戒制度を見直し**
- 金融庁の「**地域生産性向上支援チーム**」と各財務局とが**連携**し、地域企業及び関係者との関係構築・対話を通じ、**地域企業・経済の実態をきめ細かく把握**。それらを基にした地域金融機関の**経営トップを含む経営陣**や、**社外役員を含む取締役・監査役等**(以下「**経営陣等**」)や**営業現場の責任者との深度ある対話**を通じ、金融仲介機能の発揮を促進

4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(3) ～経営者の役割とガバナンス～

(2) 大手銀行グループ

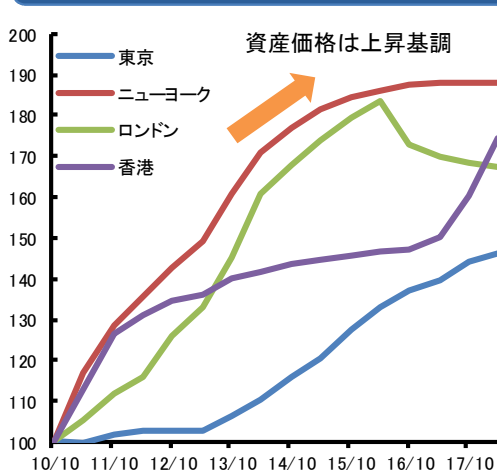
- 我が国の金融システムは総じて安定し頑健性を備えているものの、**収益力は低下傾向**
- 緩和的な金融環境の下、**リスク性資産価格の上昇**や**リスク選好の高まり**が見られ、グローバルに収益追求行動による**リスクが蓄積**
- 海外業務が拡大する中、新興国を含む**内外経済・市場環境の急激な変化への対応**や**安定的な外貨調達に向けた取組み**等が課題

普通株式等Tier1比率と収益の推移



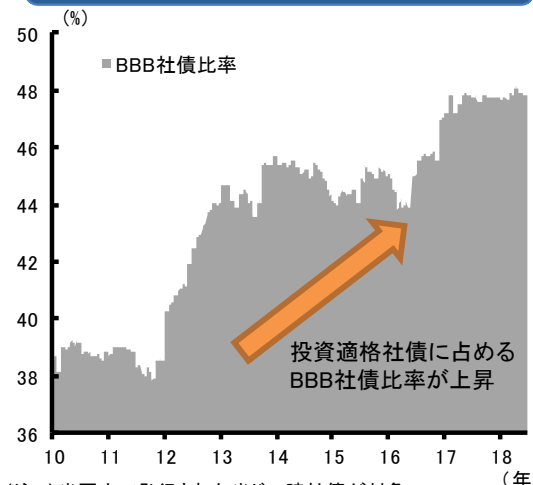
(注) 収益と普通株式等Tier1比率は、それぞれ3メガバンクグループの合算値と加重平均
(資料) 各社公表資料等より、金融庁作成

オフィス価格の動向



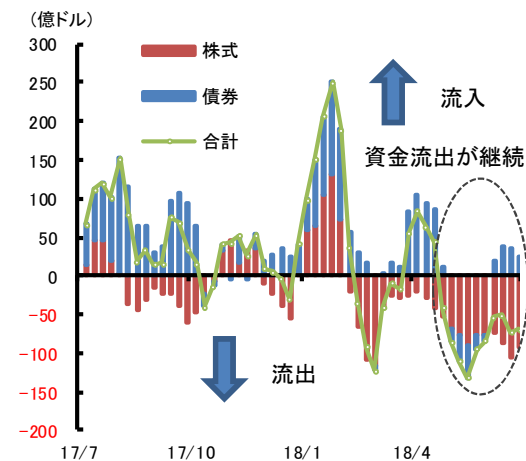
(注) 2010年10月1日=100として指数化
(資料) 一般財団法人 日本不動産研究所より、金融庁作成

米国クレジット市場の動向



(注1) 米国内で発行された米ドル建社債が対象
(注2) BBB社債残高÷投資適格債残高(時価)
(資料) Thomson Reutersより、金融庁作成

新興国市場への資金フロー



(注) 株式は10か国、債券は7か国の後方4週間の合計値
(資料) 各国証券取引所、Bloombergより、金融庁作成

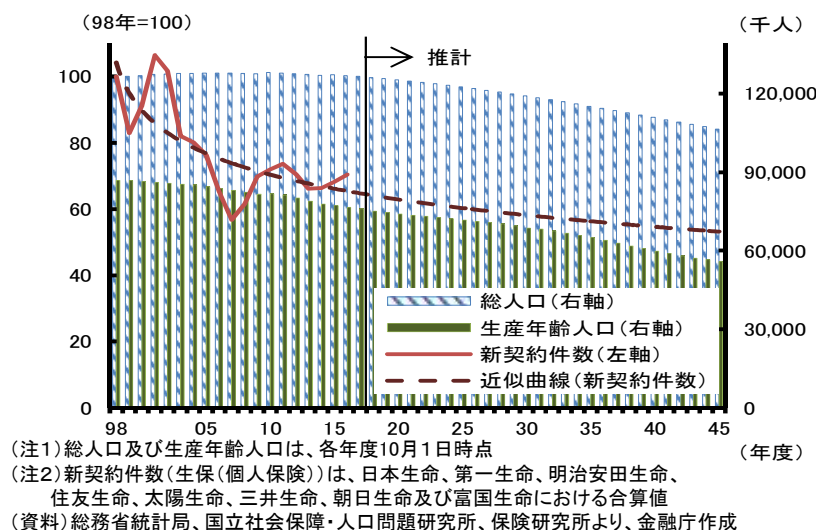
- **大手銀行7グループを対象とした水平的レビュー**を実施し、**リスク管理等に関するベストプラクティスの追求**に向けた取組みを促進
- マクロプルーデンス及びミクロプルーデンスの観点から、以下の課題への対処について対話を実施
 - ✓ デジタイゼーションの進展等、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の高度化
 - ✓ グループ・グローバルベースの経営管理態勢の高度化や、RAFやストレステストを通じたリスク管理態勢の高度化
 - ✓ 融資規律の維持やクレジットサイクルの転換を見据えた適切な対応
 - ✓ 機動的なポートフォリオ運営の態勢整備、安定的な外貨調達と外貨流動性管理の高度化、政策保有株の着実な縮減

4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(4) ～経営者の役割とガバナンス～

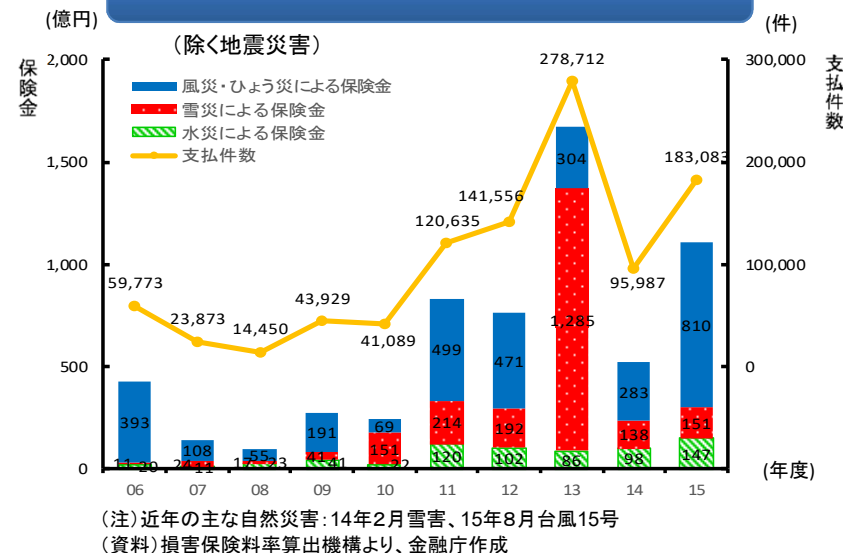
(3) 保険会社等

- 顧客が自らのニーズに適った選択を行うために、**保険商品の「見える化」**を含む環境整備が重要
- 低金利環境の継続等により収益環境が厳しさを増す中、内外経済・市場の変動や自然災害の激甚化、サイバー攻撃による被害等の新たな保険引受リスクの出現等、保険会社を取り巻くリスク変化が加速しており、これらに対応した**リスク管理態勢等の構築**が重要
- 国内保険市場の縮小の可能性や、長寿化による医療・介護負担の増加、デジタルイゼーションや自動運転技術の進展等に伴う新たな保険ニーズの出現等、**経営環境の変化に対応**していくことが重要

我が国の人口と新契約件数(生保(個人保険))の推移



自然災害による火災保険金の支払状況(国内)



- 貯蓄性保険(特に外貨建保険)の販売時における顧客への適切な情報提供に関するベストプラクティスの追求に向け、各社と対話
- リスク管理の高度化を促しつつ、経済価値ベースの資産負債評価の考え方を検査・監督に取り入れていくほか、自然災害等にかかる保険引受リスクや資産運用の管理態勢についてのモニタリングを高度化
- 経営環境の変化に対応した持続可能なビジネスモデルの構築、経営全般にわたるガバナンス機能について、各社の経営陣等と対話

4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(5) ～経営者の役割とガバナンス～

(4) 証券会社

- 証券会社は収益や健全性が市場・景気動向の影響を受けやすい特性があるため、市況等に左右されにくい安定的な収益・財務基盤の構築が課題
 - グローバルな業務展開をしている証券会社については、将来を見据えた経営戦略の策定や機動的なリスク管理の実施が重要
 - こうした経営課題や経営戦略について、取締役会が経営に対する監督機能を有効に果たすなど、適切なガバナンス機能が発揮されることが重要
- **顧客本位の業務運営の確立・定着**に向けた営業現場における取組みや、その定着度合いを示すKPIの策定状況等についてモニタリング
 - **グローバルな業務展開を支える経営管理態勢の強化**や**海外業務の特性を踏まえたリスク管理態勢の強化**についてモニタリング
 - 証券会社を取巻く環境変化が激しい中であって、経営戦略の策定等にあたってガバナンス機能が適切に発揮されているか、経営陣等と深度ある対話を実施

(5) 外国金融機関

- 外国金融機関の日本拠点では、運用難の一部本邦金融機関への外貨運用商品の提供や、日系の金融機関に対するドル流動性の供給といった動きに加え、金融危機時に撤退したビジネスを再開させる動きがみられる。これに伴い、金融機関のリスク特性が将来に向かってどのように変化するかを予見し、より効果的なモニタリングに結び付けていくことが課題
 - G-SIBsの円滑な破綻処理のためのTLAC国際規制が2019年から実施されることから、新たな破たん処理枠組みを踏まえた監督対応が重要
- 事業戦略の変革に伴う日本拠点のリスク変化をとらえた上で、内部統制やガバナンスについてモニタリングを実施
 - 外国金融機関の本部・日本拠点との対話を通じてベストプラクティスを収集し、これらの知見を我が国の金融システムの発展にも活用
 - 海外当局との連携を深化することにより、日本で活動するG-SIBsについて危機時の当局及びG-SIBsの対応能力を強化

5. 顧客の信頼感・安心感の確保(1) ～金融機関の行為・規律に関する課題～

(1) コンプライアンス・リスク管理上の課題と取組み

- 金融機関の不適切な行為が**その健全性に影響を及ぼしうる事例**や、コンプライアンスの問題が経営の重要問題と捉えられずに**局所的対応に留まる事例**が存在
- 当局としても、金融機関のビジネスモデルを踏まえ**リスクとなりうる情報を前広に察知・分析**する必要

- 幅広い情報収集を通じたリスクの特定・評価を行い、リスクの程度に応じたモニタリングを実施（個別金融機関で生じた問題が広がりをもって業態横断的に生じる可能性も考慮）

(2) 内部監査

- 一部の金融機関の内部監査は、**経営への牽制機能を発揮**する観点から、さらなる高度化が必要

- 内部規程等の遵守状況を検証する準拠性監査を、内部統制の有効性の評価に重点を置いた監査等、**経営に資する監査へ転換**していくための対話を実施

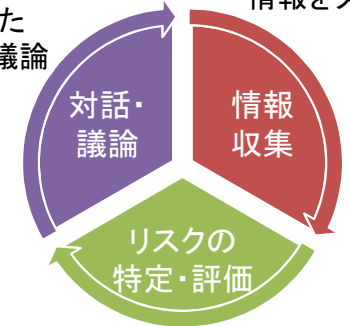
(3) 投資用不動産向け融資

- アパート・マンションやシェアハウス等を対象とした**投資用不動産向け融資**については、①金融機関・悪質な持込不動産業者双方が関与した、入居率・賃料、顧客財産・収入状況の改ざん、②抱き合わせ販売といった、**顧客保護の観点から問題ある事例**が発生
- 不動産価格が相対的に高額に設定され顧客が過大な債務を負うケースや、空室率の上昇・賃料の低下により顧客が返済不能となるケース、その結果金融機関において損失が発生するといった**信用リスク管理上の問題**が存在

- 投資用不動産向け融資に関して、**横断的アンケート調査**や**検査も活用**しつつ、以下を中心に**深度あるモニタリング**を実施
 - ✓ 顧客の返済可能性を考慮した融資実行時の審査、持込不動産業者が提示した価格の検証や、空室率・賃料水準の推移の把握を前提とした期中管理をはじめとする融資審査・管理態勢
 - ✓ 顧客の不動産購入目的を踏まえた借入の合理性の検証や、賃料収入に関するリスクの説明等、顧客保護等管理態勢
 - ✓ 不当な抱き合わせ販売を防止する等の法令等遵守態勢

金融機関・当局
の問題意識を
踏まえた
対話・議論

多様な情報源から
情報をタイムリー
に収集



情報収集・分析、実態把握をもとに、
重要なリスクを特定・評価

5. 顧客の信頼感・安心感の確保(2) ～金融機関の行為・規律に関する課題～

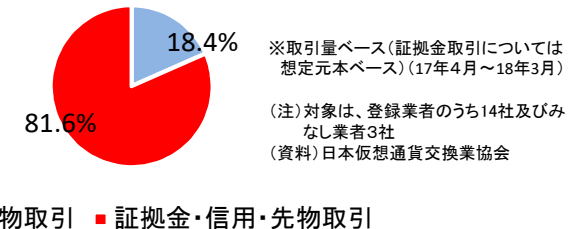
(4) 仮想通貨(暗号資産)

- 仮想通貨(暗号資産)を取り巻く内外の環境の急速な変化 (例:価格の乱高下、新たな取引(証拠金取引や資金調達(ICO)等)の登場など)
 - 顧客からの預り資産の外部流出事案等の発生
- ⇒ イノベーションに留意しつつ、**利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業の適正化を図っていくことが重要**

- 検査等で把握した問題点(2018年8月中間とりまとめ)を踏まえて**厳正に登録審査・モニタリングを実施**
- 自主規制団体の認定申請に対する審査を実施するとともに、**自主規制機能の早期確立を促進**
- 日本が2019年G20議長国であることを踏まえ、**国際協調に向けた主導的な役割を果たす**
- 「仮想通貨交換業等に関する研究会」(2018年3月設置)において、**必要な制度的対応を検討**



仮想通貨交換業者における 仮想通貨取引形態別の割合



(5) 金融サービスの利便性向上

- 訪日外国人の利便性向上
- 障がい者等の利便性向上

(7) 不正利用や金融トラブルへの対応

- インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応
- 振り込め詐欺等への対応
- 金融犯罪・無登録業者への対応
- 金融ADR制度の運用

(6) 個人向け与信に関する取組み

- 銀行カードローン
- 信用情報機関の信用情報のあり方
- 多重債務問題への取組み

(8) その他の重点施策

- 震災等自然災害への対応
- 業務の継続態勢の整備

6. 世界共通の課題の解決への貢献と当局間のネットワーク・協力の強化

(1) 世界共通の課題の解決への貢献

(金融規制改革を含む国際的な議論への貢献)

- デジタイゼーションや高齢化の進展等により経済・金融システムの持続可能性にかかる課題が国内外に存在
- **2019年G20議長国**として、**世界共通課題の解決**に向けて議論を主導
 - 特に規制の影響評価、金融市場の分断回避、仮想通貨(暗号資産)のルール形成等の金融システム上の課題に加え、高齢化社会における金融包摂等の幅広い課題解決に取り組む

(持続可能な開発目標(SDGs (Sustainable Development Goals) の推進)

- 関係省庁とも協力し、TCFD提言に沿った開示に取り組む金融機関・企業をサポートする等、引き続き積極的にSDGsを推進
(注)TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures):FSB(金融安定理事会)設立の気候関連財務情報開示タスクフォース

(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応)

- 我が国が規制で先行する仮想通貨(暗号資産)に関し、G20やFATFの議論を引き続き主導。本邦金融機関のリスクベース・アプローチでの管理態勢について、モニタリングを通じて高度化を促進 (注)FATF(Financial Action Task Force):金融活動作業部会

(2) 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

- **各国との協力枠組み**は**両国の経済・金融の発展と安定に資する**ことが重要
- **具体的な取組み**(日米経済対話、日EU金融規制・監督協力枠組み、日中金融協力、ミャンマー支援計画等)を今後更に推進
 - 特に、アジア新興国等への技術協力については、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添ったプログラム実施を通じて制度整備等に貢献。GLOPAC(グローバル金融連携センター)については研修や卒業生とのネットワークをさらに充実。これらの取組みを通じて相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化

ミャンマー保険セクター支援計画のミャンマー当局への手交
(2018年6月)



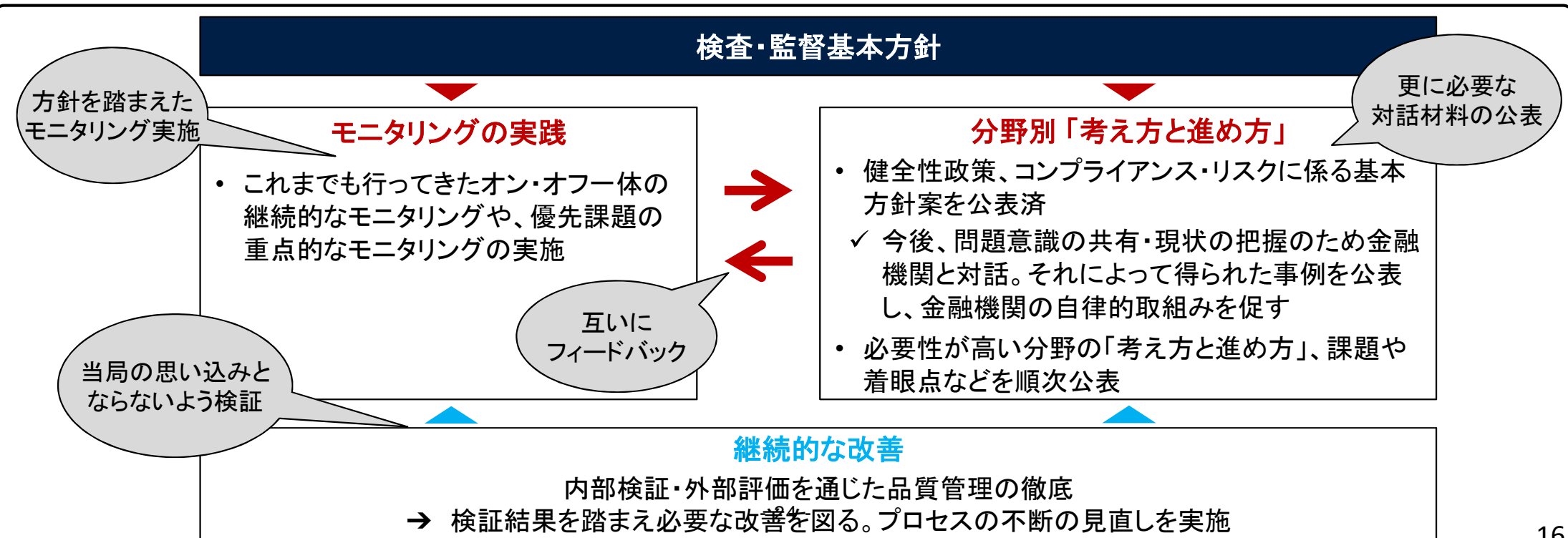
7. 金融当局・金融行政運営の改革

(1) 金融庁の改革

- 金融行政の質を不断に向上させていくため、金融庁が、職員にとってやりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場となる必要
- 以下のような取組みを通じ、若手職員を中心とした人材の育成・活用、組織の活性化を実施
 - ✓ 上司が部下にきめ細かく育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備(業務単位の少人数グループ化)
 - ✓ 外部有識者等を交えた、職員による自主的な政策提案の枠組みの設置(政策オープンラボ)
- 組織文化(カルチャー)及びガバナンスの改革の進捗状況について、職員の満足度を含め定期的に検証・公表し、更なる改善を実現

(2) 検査・監督のあり方の見直し

- 「検査・監督基本方針」(2018年6月公表)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善する必要



第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関等との間で意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（2018事務年度は8、10、1、4月）、定例的に開催している。会議には、金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（2018事務年度は11、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

2018事務年度（2018年10～2019年1月に実施）は、地域金融機関と「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」等の説明及びフリーディスカッションを行った。

第3節 人事改革等

I 組織文化（カルチャー）の改革

2018 事務年度においては、次のとおり、人材の育成・活用、組織の活性化に取り組んだ。

- ・ 職員の成長支援のために双方向のコミュニケーションが図られる環境を整備（少人数グループ化、1 on 1 ミーティングの導入）。
- ・ 職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）を設ける等、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充。
- ・ 職員と幹部職員とのコミュニケーション機会の増加等を図る取組みを実施（長官からの定期的な意見発信（Tone at the top）や、各局幹部によるタウンミーティング）。
- ・ 職員が意見や要望を提出できる窓口（何でも目安箱）を設置し、業務効率化等を推進。

また、「金融庁の改革について」（2018 年 7 月 4 日公表）に基づき、専門分野ごとの人材育成プランの策定や、課長補佐クラスへの 360 度評価研修の拡充等に着実に取り組んだ。

そのうえで、これらを含めた組織文化（カルチャー）の改革の定着や進捗状況を検証するため、職員の満足度調査を行った。

（参考 1）職員育成の例

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図った。また、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成することや、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

（出向の状況）

（単位：人）

	2018 年 3 月 1 日現在	2019 年 3 月 1 日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	28	31
民間企業等	17	15
地方自治体	5	5
大学教授	2	3
計	52	54

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2017年度	2018年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	9	8
海外大学・大学院（法科、MBA等）	22	20
計	31	28

また、外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて採用・登用した。

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2018年3月1日現在	2019年3月1日現在
弁護士	34	33
公認会計士	71	69
不動産鑑定士	4	5
アクチュアリー	8	9
研究者	1	1
情報処理技術者	33	40
金融実務経験者	207	213
計	358	370

(参考2) ワークライフバランスを実現する職場環境

内閣人事局が実施する平成30年度ワークライフバランス職場表彰に庁内のワークライフバランス向上において優れた取組みを推薦し、業務の効率化や職場環境の改善について、創意工夫をいかした特に優れた活動に取り組んだ職場として、国家公務員制度担当大臣表彰1件、内閣人事局長表彰1件が選定された。

また、当庁においては、先2件の他、金融庁長官表彰2件を選定した。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（2018年12月、2019年6月）。
- ② 課長補佐級以上の職員を対象に、倫理監督官（長官）が金融庁職員としての心構えやその考え方などについて講話を実施した（2018年10月）。
- ③ 全職員を対象に、倫理・服務・セクハラ研修を実施した（2018年8月、9月、10月、2019年5月）。

(2018 事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
2 件	10 件

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

窓口に寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、2018 年度に寄せられた情報のうち、受理したものは 0 件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、2018 年度に寄せられた情報のうち、受理したものは 8 件である。

○法令等遵守調査室のメンバー（2019 年 6 月 1 日現在）

室長 田中 豊 (総合政策局参事)
岩井 宏樹 (監督局証券課)
大澤 貴史 (総合政策局リスク分析総括課)
小川 友規 (監督局保険課)
川内 裕登 (企画市場局企業開示課)
川嶋 彩子 (審判官)
桐野 修一 (総合政策局リスク分析総括課)
小宮 俊 (監督局総務課)
津田 慧 (総合政策局リスク分析総括課)
顧問 久保利 英明 (総合政策局参事)

第4節 研究

I 金融庁における研究部門

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、2001年7月、「研究開発室」及び「研究官」を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと「開発研修室」を束ねる「金融研究研修センター」を発足させた。2010年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、その名称を「金融研究センター（以下「センター」という。）」、英語名 Financial Research Center（通称：FSA Institute）へと変更している。

センターの研究部門では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究が還元・共有されるように努めている。

また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる場を様々な手段によりつくり、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。

II 具体的な調査研究

センターでは、庁内各部局の要望に基づき、調査・研究・分析を行っている。2018事務年度には、計8本の調査研究を実施した。（別紙1参照）

同事務年度の主な調査・研究としては、「次世代テクノロジーを活用した地域金融機関の経営モデルの研究（以下「テーマ1」という。）」及び「顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）にふさわしい金融商品販売のあり方（以下「テーマ2」という。）」である。

「テーマ1」については、地域の金融経済環境の急激な変化（人口及び企業数の減少及び次世代テクノロジーの台頭）により、地域金融機関の使命と資産（人材・情報等）が次世代テクノロジーとどのように融合できるのかという観点で調査研究を実施した。

「テーマ2」については、金融機関経営者等の取組みにより顧客本位の業務運営がどのように金融機関の営業現場での顧客への対応に活かされ、顧客による金融機関の選択に活用されているか等について調査研究を行った。また、本テーマについては、昨（2017）事務年度も「金融機関による顧客本位の業務運営の実践度」等に関する顧客アンケートなど調査研究を実施していることから、継続して実施することにより顧客の意識の変化を時系列で分析した。

また、同事務年度において、昨事務年度の調査研究の成果を、計3本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）にまとめ、ウェブサイ

ト上で公表した。なお、各DPの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催し、金融庁職員へこうした研究結果を還元・共有した。別紙2参照。

Ⅲ グローバルかつ産・官・学の連携強化

1. シンポジウムの開催（別紙3参照）

2018 事務年度は、我が国におけるフィンテックの現状と潜在力を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルなスタートアップエコシステムの構築を目指すイベントとして、2018 年9月に、日本経済新聞社との共催により国際シンポジウム「フィンテック・サミット 2018 副題: FinTech2018 - Into the New Era」を開催した。本シンポジウムでは、海外から有識者や当局者等を招聘しブロックチェーン技術、決済システム、レグテック・スープレック、インシュアテック、そしてAI等について活発な議論を行った。

また、各国の実務家、政府関係者、研究者等とのネットワーク強化を行い、望ましい金融規制・監督のあり方等について議論を行った。

2. 研究会「金融経済学勉強会」の開催

アカデミズム等の有識者から金融に関する最先端の研究内容を発表してもらい、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的として「金融経済学勉強会」を計14回開催した。

3. 昼休みを利用したカジュアルな勉強会「金曜ランチオン」の開催（別紙4参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的として、様々な分野から専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済、テクノロジー等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマとした勉強会を、昼休みのカジュアルな雰囲気の中、計44回開催した。

金融研究センター研究官・特別研究員一覧

(2019年6月末現在)

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏名
研究官 (常勤)	高頻度取引(HFT)の戦略分析	大山 篤之
	「レバレッジ比率の枠組みの見直し」の概要	鈴木 利光
	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策 向上に向けた諸問題の調査・研究	佐々木 稔
特別研究員 (委嘱)	アセット・オーナーの資産運用の高度化に向けた調査・研究	石田 英和
	次世代テクノロジーを活用した地域金融機関の 将来の経営モデルの研究	木村 昌史
	顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デュー ティー)にふさわしい金融商品販売のあり方	松本 大輔
		中西 孝雄
	地域別住宅価格等の動向とファンダメンタルズ 等に基づく推計値との比較	清水 千弘
	金融規制改革の影響評価	岩木 宏道
		大鐘 雄太

2018事務年度に公表したディスカッションペーパー

公表日	執筆者	ディスカッションペーパー タイトル
2018年9月	金澤 一広	金融機関による事業性評価の定着に向けた採算化にかかる分析・考察
2018年9月	鮫島 洋一	先進的IT技術の進展に伴う証券市場の構造的変化(デジタルイゼーション)と証券市場の公正性・透明性を確保するための考察
2018年7月	松本 大輔 前川 知英	顧客本位の業務運営(Fiduciary Duty)にふさわしい金融商品販売のあり方

(注) 公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。



FinTech 2018 — Into the New Era



Organized by JFSA
September 27th, 2018
7F Marunouchi Building
2-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo

FinTech Summit is co-hosted by the Financial Services Agency (JFSA) and The Nikkei.
The summit will be held as an integral part of FIN/SUM 2018 × REG/SUM,
which will be held from September 25th to 28th, 2018.
Official Site: <http://finsum.jp/>

9:10AM **Opening Remarks**
Takao Ochi, State Minister

9:25-10:40AM **Session I – Blockchain X-border talk among regulators**
How the regulatory community is coping with new technologies

G20 statement highlights the importance of monitoring the assets backed by crypto-underpinning technologies. At the same time conditions for fostering innovation must be established. Taking the global nature of this nascent industry into consideration, how should the cross-border cooperation look like and what are the pieces we are currently missing?

Moderated by **Jun Mizuguchi**, Deputy Commissioner for International Affairs, JFSA

Panelists **Morten Linnemann Bech**, Head of Secretariat, Committee on Payments and Market Infrastructure, Bank for International Settlements
James Chapman, Senior Research Director, Funds Management and Banking Department, Bank of Canada
Roy Teo, Executive Director, Fintech and Innovation Group, MAS
Nigel Jenkinson, Assistant Director, Monetary and Capital Markets Department, IMF

Hiromi Yamaoka, Director-General, Payment and Settlement Systems Department, Bank of Japan

Léonard Bôle, Member of the Executive Board, Swiss Financial Market Supervisory Authority FINMA

Hirofumi Aihara, Managing Director, Digital Transformation Division, MUFG

10:45-12:00PM Session II – Blockchain X-border talk with the tech community

Blockchain technology, among many applicable industries, has the potential to be a game changer in finance. To fully harness the advantages of blockchain, underlying risks have to be controlled. Concerted, collaborative and collective efforts between IT companies, academia, financial institutions, government authorities, startups and beyond is essential. What would this cross-sectoral collaboration look like in reality in order to ensure both ground-breaking innovation without compromising on security?

Moderated by **Natsuhiko Sakimura**, Research Fellow, Nomura Research Institute

Panelists **Shin'ichiro Matsuo**, Research professor, Georgetown University
Shigeya Suzuki, Project Associate Professor, Keio University
Adam Back, CEO, Blockstream
Pindar Wong, Chairman, VeriFi, Ltd

12:05-1:20PM Session III – Special Fireside Chat “J-Fintech and Society 5.0” Facilitating better payments and beyond

The Japanese government and private companies have undertaken various initiatives to improve financial services with new technologies. In this fireside chat session, participants will discuss what has been done so far and what should be done in the coming future to further enhance the usability and effectiveness of the payments and other critical financial services.

Moderated by **Tetsuro Morishita**, Professor, Sophia University Law School

Panelists **Yuri Okina**, Chairperson, Japan Research Institute
Akira Yamagami, Managing Director, NTT Data Institute of Management Consulting
Toshiya Cho, Senior Evangelist, Managing Director, Hitachi
Chie Ito, General Manager, Information Services International-Dentsu
Eiichi Kashiwagi, President, Jibun Bank Corporation
Hiroki Maruyama, Co-Founder/Representative Director, infcurion group (representing Fintech Association of Japan)
Daisuke Yamada, Senior Managing Executive Officer/Chief Digital Innovation Officer (CDIO), Mizuho Financial Group, Inc.

**1:30-2:45PM Session IV – RegTech and SupTech
Creating a new regulatory ecosystem via new technologies**

FinTech has been truly explosive in shaking up financial industries and the question arises what is the role of regulators in this revolution? They are essential in fostering a FinTech ecosystem by addressing various issues and concerns through new policies. Policies like open APIs, the creation of innovation hubs and regulatory sandboxes, support and implementation of RegTech solutions, among others, will be discussed.

Moderated by **Kiyotaka Sasaki**, Director-General of the Strategy Development and Management Bureau, JFSA

Panelists **Eric Burger**, Research Professor of Computer Science, Georgetown University
Beju Shah, Head of Data Collection and Publication, Bank of England
Clark Frogley, Vice President, Global AML Solutions Leader, IBM
Daichi Iwata, Head of Fintech Business Development Office, NEC Corporation
John Price, Commissioner, Australian Securities and Investments Commission

**2:50-4:05PM Session V – What’s Next? – Part 1
Artificial intelligence for the financial industry**

Artificial intelligence (AI) and big data are changing everything and the financial industry is not an exception. But how tangible are such changes? Will they just be a way to reduce costs? Will they allow the financial industry to introduce new ways and lines of business? Let us engage into the true potential of AI and big data for the financial industry.

Moderated by **Martin Arnold**, Banking Editor, Financial Times

Panelists **David Beardmore**, Commercial Director, Open Data Institute
Yutaka Soejima, Head of Fintech Center, Bank of Japan
Ryohei Fujimaki, CEO/CTO, dotData
Katsunori Tanizaki, Director Senior Managing Executive Officer, Group CIO and Group CDIO, Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
Antonio Valderrabanos, CEO and Founder, Bitext

4:10-5:25PM Session VI – What’s Next? – Part 2
InsurTech - Is this the last fintech frontier in the industry?

How true is the statement that insurtech is the last fintech frontier in the financial industry? In this session, industry experts will address the trends, opportunities and challenges where insurance meets tech. Who will become the pioneers that creates disruptive business in such a prospective space? How will new technologies help insurance companies serve customers better? What is the possibility that micro insurance and other new insurance products flourish with new technologies in this area.

Moderated by **Yoshihiro Kawai**, Adjunct Professor, Kyoto University and Former Secretary General of IAIS

Panelists

- Kazuya Hata**, CEO, justInCase
- Wayne Xu**, President, ZhongAn International
- Frank Eijsink**, CEO, NN Life Insurance Company Ltd.
- Tang Loaec**, President, P2P Protect
- Koichi Narasaki**, Group Chief Digital Officer, Managing Executive Officer, Sampo Holdings, Inc.
- Hiroshi Okada**, Director for Banking, Payment and Insurance Regulations, JFSA

5:25-5:35PM Closing Remarks
 Hideki Murai, Parliamentary Vice-Minister

2018 事務年度 金曜ランチョン

日時	講師	テーマ
2018 年 7 月 2 日	Robert Cox (Vice President, Financial Markets, Federal Reserve Bank of Chicago) Robert Steigerwald (Senior Policy Advisor, Financial Markets, Federal Reserve Bank of Chicago)	“Mutualization of Risk in Central Clearing”
7 月 20 日	板越 ジョージ (株式会社クラウドファンディング総合研究所所長)	「日米比較に見るクラウドファンディングの最新事例と日本の未来 ~なぜ日本でクラウドファンディングが流行らないのか~」
7 月 27 日	古川 勝久 (前国際連合安全保障理事会・対北朝鮮制裁委員会 専門家パネルメンバー)	「北朝鮮による金融制裁回避の事例と日本の課題」
8 月 3 日	谷口 博文 (国立大学法人九州大学 ロバート・ファン／アントレプレナーシップセンター長 学術研究・産学官連携本部 教授)	「アントレプレナー育成とイノベーションエコシステムの形成~新たな政策デザインの試み~」
8 月 31 日	江口 清貴 (LINE 株式会社公共政策室長)	「LINE というサービスと各種リテラシーの重要性」
9 月 6 日	丸山 弘毅 (一般社団法人 FinTech 協会会長・㈱インキュリオングループ代表取締役)	「Fintech の現在と将来」
9 月 11 日	Marie Kristine V. Pajarillo (Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA)	“MACRO-TRENDS AND FINANCIAL EVOLUTIONS, Reinvigorating the Regulatory Landscape, Insights from a Visiting Fellow's Perspective”
9 月 12 日	Bulgamaa Bayaraa (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Comparative analysis of supervisory framework- Mongolia and Japan -”
	Timur Onzhanov (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“The future of Kazakhstan’s financial and banking market: what should we learn from Japan’s experience”
9 月 13 日	Samerjai Kittidusadeekul (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Effective Supervision”
	Thaw Ka Nyein (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“How to improve Supervision System in CBM from the lessons of JFSA”

9月14日	I Nyoman Hermanto Darmawan (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Effective Supervision and Role of Banking industry and Regulator in facing natural disaster”
	Davit Utiashvili(Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“ Key Takeaways from GLOPAC for Georgian Banking Sector with the focus on Open Banking, Stress Test and Over-Indebtedness”
9月18日	Akinde Texe Miguel Kanda (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Bank Supervision in Japan - experiences to learn”
	Guilherme M. Yanaka (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Japanese Banking System - A view from a foreign risk practitioner”
10月5日	稲垣 清 (中国人事・人脈研究所代表)	「中国共産党のしくみと習近平人事の特徴」
10月12日	近藤 繁 (株式会社ココペリ 代表取締役)	「AIを活用した金融機関向けソリューション」
10月19日	内田 浩史 (神戸大学大学院経営学研究科教授)	「政策デザインについて」
10月26日	佐藤 美穂 (チューリッヒ大学 薬理学・毒性学研究所 博士研究員)	「体内時刻の乱れを減らすための工夫」
11月2日	真野 雄司 (三井物産株式会社 IR 部長)	「急速に変貌する企業の IR」
11月9日	小川 幹雄 (DataRobot, Inc. データサイエンティスト)	「AIによる自動モデル構築プラットフォームについて」
11月16日	ロバート・マートン (マサチューセッツ工科大学スローン・スクール・オブ・マネジメント特別教授、ハーバード大学名誉教授 Dimensional Holdings Inc.レジデント・サイエンティスト) 本多 俊毅 (一橋大学大学院経営管理研究科 教授、日本ファイナンス学会 副会長)	「金融イノベーション最新事例; “SeLFIES” —退職後資金調達を改善し、政府資金調達コストを削減する、世界的に適応可能な債券イノベーション(韓国の事例研究)—」
11月27日	野口 功一 (PwC コンサルティング合同会社パートナー)	「What is Design Thinking? -顧客志向のためのアプローチ-」
11月28日	岡本 浩一郎 (アルトア株式会社 代表取締役、弥生株式会社 代表取締役兼務)	「会計データを活用したオンライン融資サービス」

11月30日	林 ゆかり (証券取引等監視委員会事務局 取引調査課 国際取引等調査室 証券調査官)	「シンガポール MAS 派遣を通じて」
12月18日	大森 隆一郎 (株式会社 J.Score 代表取締役社長 CEO)	「ビッグデータと先進的な AI 技術を活用した J.Score のサービスと将来の展望について」
12月19日	Lisham Mohamed Ali (Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA)	“ Developing the Maldivian Insurance Market through GLOPAC learning's”
	Dashnyam Tseren (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“My learnings and recommendations”
12月20日	Tran Manh Hung (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Outcomes from FSA’s fellowship and proposal for Vietnam insurance market”
	Poe Poe Ei San (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Moving forward to a sound, stable and robust Myanmar insurance industry with much contribution of knowledges from GLOPAC”
	Mohamed Borham Atallah (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“GLOPAC - Egypt, Problem Definition”
12月21日	Ramadhani Lisa Rusanti (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“ FSA vs FSA:Regulatory Framework & Risk Management”
	Jose Manuel Urdiruz (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“After GLOPAC - How can we reach our goals”
12月25日	Christian Mora (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“From Japan with love”
	Fidelis Kagura (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“GLOPAC, a lot of learnings in A Bento”
2019年 1月8日	河合 美宏 (京都大学経営管理大学院教授)	「国際機関を作り動かす ―バーゼルでの20年― 」
1月25日	上野 博(株)NTT データ経営研究所 金融政策コンサルティングユニット エグゼクティブスペシャリスト)	「「拡張の世紀」ーテクノロジーが変えるヒト／組織／社会ー」
1月30日	渡辺 太郎 (株式会社デジタルガレージ DG Lab Chief Technology Officer (Blockchain))	「Blockchain が目指すものとその最新技術」
2月1日	鈴木 一人 (北海道大学公共政策大学院 教授)	「アメリカによるイラン核合意離脱以降のイランを巡る問題」

2月8日	大澤 真 (株式会社フィーモ 代表取締役)	「ファミリービジネスの永続支援と金融機関経営」
3月1日	川田 修平 (株式会社フィノバレー 代表取締役社長)	「電子地域通貨を通じたキャッシュレス推進による地域活性化の取り組み ～飛騨高山「さるぼぼコイン」千葉県木更津市「アクアコイン」の事例～」
3月8日	若月 雄一郎 (メリルリンチ日本証券株式会社 投資銀行部門副会長 マネージングディレクター)	「株主価値最大化とこれからの M&A」
3月14日	落合 陽一 (メディアアーティスト)	「イノベーションと多様性とテクノロジー」
3月15日	John P. Anderson (Professor of Law, Mississippi College School of Law)	“Insider Trading in the United States: Current State of the Law and Challenges on the Horizon”
4月12日	成迫 剛志 (株)デンソー MaaS 開発部長(兼)デジタルイノベーション室長)	「社内にシリコンバレー流を創る～生産性とやり甲斐とイノベーション創出と～」
4月19日	山海 嘉之 (筑波大学 システム情報系教授、サイバニクス研究中心 研究統括、CYBERDYNE 株式会社 代表取締役社長/CEO、内閣府 ImPACT 革新的研究開発推進プログラム プログラムマネージャー)	「革新的サイバニクス技術による人とテクノロジーの共生～健全な社会変革・産業変革が日常化する未来～」
4月26日	藤野 宙志 (株式会社グッドウェイ 代表取締役社長)	「金融と IT の融合による新たな社会、これからの働き方と未来像～価値創造に向けて powered by Fintech ～」
5月10日	田中 徹 (株式会社MILIZE 代表取締役社長)	「AI 時代のライフプランとファイナンシャルプランナーの方向性(独立系 FP 育成と AI による顧客目線の金融醸成)」
5月17日	飯田 哲夫 (アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社 金融事業開発本部長)	「アマゾン ウェブ サービスの金融領域における活用の現在 ～国内外金融機関の最新事例～」
5月24日	深堀 昂 (ANA ホールディングス株式会社 アバター準備室 ディレクター)	「人間の身体や距離(移動)の制限を超える「アバター」というモビリティを利用した新たなライフスタイルの提案」
6月14日	湊 雄一郎 (MDR 株式会社 代表取締役)	
6月21日	早崎 保浩 (農林中央金庫常任参与(金融庁参与))	「日銀、民間、金融庁内からみた金融行政～小さなオーラルヒストリー」
6月28日	瀬口 清之 (一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所)	

第5節 研修

I 金融庁における研修

金融行政は、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応するため、極めて高い専門性が求められる分野である。金融行政の質を高めしていくためには、職員の能力向上を図る必要がある。

金融庁では、多様なバックグラウンドを有する職員の専門性を高めるため、OJTと連動した、業務に関する体系的な知識や高度なスキルなどを習得するための研修を実施している。

なお、金融庁と財務省で共通する専門分野に関し、必要に応じて財務省と共同で研修を実施している。

II 2018 事務年度の研修実施状況（別紙1参照）

2018 事務年度については、研修効果を高めるため、主に以下の点について研修内容等の見直しを行った。

1. マネジメントとコーチング

各専門分野・部署で若手職員の人材育成に責任を持つグループリーダーの職員を対象にマネジメント、コーチングに関する知識・スキルの付与を行った。

2. 新規採用職員研修

金融庁職員に求められる以下の能力や知識を自ら学び、考え、発言、行動する人材を育成するため、金融庁単独でグループワークや自主学習を中心とした研修を実施した。

- (1) 責任感や主体性など、国家公務員としての常識・心構え
- (2) 会計知識や説明力などの基礎的な思考力・スキル
- (3) キャリアビジョン形成のための基本的な業務知識

3. 対話力の向上

内外に対し建設的な対話を行う力を養うため、座学形式の研修を極力減らし、グループワーク形式を中心としたプログラムを実施している。階層別研修においては新規採用職員研修の科目にダイアログを導入、民間企業との異業種交流セミナーにおいて金融庁外の人的・知的ネットワークの構築を計る等、対話力向上のための研修を実施した。

III 2019 事務年度の研修方針及び研修計画の策定（別紙2参照）

(2019年6月30日現在)

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月
全 員 必 修	必修研修		①金融庁職員として認識・理解しておくべき制度や基本的事項の理解 (情報・公文書管理、公務員倫理、セクシュアル・ハラスメント、服務規律、障がい者理解、特定秘密保護、公益通報者保護制度、メンタルヘルス、IT・サイバーセキュリティ等) ②金融庁職員として認識・理解しておくべき足下の行政課題や環境変化の理解 (組織改革、IT戦略・デジタル化、SDGs、内外金融情勢等)	全職員【必修】	7月・8月・9月 10月・5月・(6月)
	転入職員研修		金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記必修研修①の研修内容等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項の理解	転入職員、中途採用職員等【必修】 (※事務補佐員を含む)	7月・8月・10月 1月・4月
階 層	個室幹部向け必修研修(情報管理・倫理)		組織のトップマネジメント層として特に認識すべき事項(情報管理・倫理に関する内容)の理解	個室幹部職員	3月
	セクシュアル・ハラスメント/メンタルヘルス研修(個室幹部及び管理・監督者)		セクシュアルハラスメントなどハラスメントを防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解	個室幹部及び管理・監督者 (※企画官以上必修)	12月
	少人数グループリーダー研修		上司が部下にきめ細かく育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備を行うために導入された「業務単位の少人数グループ化」において、「少人数グループリーダー」の指定された職員に対する、部下への適切な育成・指導を行うために必要な能力(コーチング、リーダーシップとマネジメント、アンガーマネジメント)の養成	少人数グループリーダーに指定されている職員	12月・1月・2月 3月・5月
	役職別研修(新任課長補佐)		課長補佐として実際に仕事をして感じた課題等の振り返り(グループワーク)を行うとともに、課長補佐に必要な業務遂行能力(業務と人のマネジメント、コーチング)の養成	平成29年10月から30年7月までに課長補佐に昇任した職員【必修】	12月・1月
	役職別研修(新任係長)		係長として実際に仕事をして感じた課題等の振り返り(グループワーク)を行うとともに、係長に必要な業務遂行能力(説明力)の養成	平成29年10月から30年7月までに係長に昇任した職員【必修】	11月・1月・2月
	役職別研修(中堅係員)		中堅係員として必要な業務遂行能力の養成及び知識の付与(定量的・定性的思考、金融行政史、コーポレートガバナンス・仮想通貨の基礎知識等)	平成27年度採用一般職職員【必修】 平成29年度採用総合職職員(希望者)	9月
	幹部候補育成課程職員向け研修		将来、幹部として職を担っていくために必要な能力等(局長クラス・課室長クラスのコンピテンシー)の向上	幹部候補育成課程対象者【必修】 (※育成期間中)	3月
	英語研修(リーディングコース 一般職3年目)		金融に関する用語、時事用語、英字新聞及び英語の文献等の読解等、英文を理解するための読解力の向上を図る	平成28年度採用一般職職員【必修】 (※当該研修の未修了者を含む)	9月期・1月期 (各期3か月)
	英語研修(新規採用職員コース)		新規採用職員の個人の英語レベルに合った英語継続学習の契機、金融国際化に対応するため、職員の英語力強化を図る(グループ形式によるレッスン)	平成30年度採用一般職職員【必修】 平成30年度採用総合職職員(希望者)	9月期(3か月間)
	ITパスポート研修(新規採用一般職必修)		基礎的な情報技術を活用するための情報処理知識の付与を目的とし、金融庁の情報システムに関する基本的知識及びITパスポート試験相当の知識(テクノロジ系(IT技術)、ストラテジ系(経営全般)、マネジメント系(IT管理))の習得	平成30年度採用一般職職員【必修】	10月
研 修	新規採用者研修(総合職・一般職)		国家公務員としての常識・心構え(ビジネスマナー、責任感の醸成、意見を積極的に具申する主体性等)、基礎的な思考力・スキル(簿記・会計知識、PCスキル、説明力、対話力、ライティング力等)、基本的な業務知識(金融・経済知識、法体系、専門分野毎の基本的な実務とキャリアプラン等)の習得	平成31年度新規採用職員【必修】 ※一般職の研修の一部について、総合職も必修参加。	4月・5月
	異業種交流セミナー		組織改革や活性化のため、外部との交流を通じて多様な組織・意見に触れることにより、業務では得ることのできなかった新しい価値観や発想、人的・知的ネットワークの構築	30歳代の係長から課長補佐相当職の金融庁プロパー職員(選抜指名制)	11月・12月
	教養講話		部下の自発性を高め、成長を促すコーチングの技術を学び、適切な育成・指導を行う能力の醸成、マネジメントとリーダーシップの能力向上	全職員(希望者) 少人数グループリーダーについては、別途参加を推奨。	12月・1月
	「マインドフルネス」を使ったEI(エモーショナル・インテリジェンス)入門研修		・自分の思考や感情についてメタ認知(客観視、俯瞰視)できるようになる ・否定的な感情(怒り、不安)にふりまわされないようになる ・自分のモチベーションの源泉となる価値観を自覚し、自分自身で動機付けできるようになる ・変化や複雑性の高い環境での対応力と、困難や失敗から立ち直る回復力(レジリエンス)を向上する	全職員(希望者)	5月・6月
	メンタルヘルス研修		・職場ストレスの基礎知識及びハラスメントへの対応方法の習得 ・セルフケアの重要性と心の健康問題に対する正しい理解	全職員(希望者)	6月
	英語研修(個別指導コース)		中級から上級者の方を対象としたマンツーマン形式によるレッスンを実施し、海外機関等との折衝等に必要な語学力の維持・向上を図る		9月期・1月期 (各期3か月)

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月	
業	英語研修 (グループコース・通学コース)		グループ形式によるレッスンにより、基礎的な英会話能力の向上から、応用的なビジネス英会話能力の向上まで研修生のレベルに応じた英会話の能力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期 (各期3か月)	
			金融に関する用語、時事用語、英字新聞及び英語の文献等の読解等、英文を理解するための読解力の向上を図る		9月期・1月期 (各期3か月)	
	英語研修 (リーディングコース)		マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要中国語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)	
			マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な仏語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、仏語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期 (各期3か月)	
学	中国語研修		マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要中国語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)	
			マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な仏語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、仏語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期 (各期3か月)	
務	ITパスポート研修		基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識(テクノロジ系(IT技術)、ストラテジ系(経営全般)、マネジメント系(IT管理))の習得	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、ITに関する知識習得が真に必要と認められる職員) (※金融庁プロパー職員のうち当研修を未受講の係員)	10月	
			情報セキュリティの考え方をはじめ、情報セキュリティ管理の実践規範、各種対策、情報セキュリティ関連法規、ネットワーク、システム監査、経営管理等、情報セキュリティマネジメント試験(国家試験)相当の知識の付与		1月～3月	
別	ファイナンス理論研修		金融行政における基本的かつ重要分野であるファイナンスに関する基本的知識(金利・債券数理の基本、確率・統計/リスク管理の基礎、コーポレート・ファイナンス等)の付与	一定要件に該当する係長係員相当職員 (※担当業務を遂行する上で、ファイナンスに関する知識習得が真に必要と認められる職員)	9月～12月	
			会計制度に関する専門的な知識(税効果会計、企業結合会計、連結決算、退職給付会計、減損会計、最近の会計基準の動向等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	2月	
業	企業会計実務研修		会計制度に関する専門的な知識(税効果会計、企業結合会計、連結決算、退職給付会計、減損会計、最近の会計基準の動向等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	2月	
			国際財務報告基準(IFRS)に関する専門的な知識(IFRS適用状況、IFRS総論、連結・企業結合会計、リース会計、収益認識、金融商品会計等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	9月	
会	国際財務報告基準研修 (IFRS研修)		国際財務報告基準(IFRS)に関する専門的な知識(IFRS適用状況、IFRS総論、連結・企業結合会計、リース会計、収益認識、金融商品会計等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	9月	
			総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等(予算の流れ、経理関連事務、旅費支払事務、庁舎管理事務、適正な会計処理について、広報関連事務、調達関連事務、福利・厚生・共済事務、服務管理)の手続きに関する知識の付与	総務、経理事務の担当職員	8月	
務	総務系統事務研修		総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等(予算の流れ、経理関連事務、旅費支払事務、庁舎管理事務、適正な会計処理について、広報関連事務、調達関連事務、福利・厚生・共済事務、服務管理)の手続きに関する知識の付与	総務、経理事務の担当職員	8月	
			メディア対応における基本動作、危機管理対応能力等の更なる向上、実習形式での記者会見・インタビュー対応技術の習得	業務においてメディア対応(記者レク等)の知識を必要とする職員(基本動作) 業務においてメディア対応(記者レク等)の実践的な知識を必要とする各課室総括補佐以上の職員(実習)	10月	
メ	メディア対応研修		メディア対応における基本動作、危機管理対応能力等の更なる向上、実習形式での記者会見・インタビュー対応技術の習得	業務においてメディア対応(記者レク等)の知識を必要とする職員(基本動作) 業務においてメディア対応(記者レク等)の実践的な知識を必要とする各課室総括補佐以上の職員(実習)	10月	
			メンタルヘルス研修(メンタルヘルス研修)	対外的なストレスに晒される機会が多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与	金融サービス利用者相談室に所属する専門相談員 証券取引等監視委員会事務局に所属する専門相談員	11月
修	メンタルヘルス研修 (メンタルヘルス研修)		メンタルヘルス研修(メンタルヘルス研修)	対外的なストレスに晒される機会が多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与	金融サービス利用者相談室に所属する専門相談員 証券取引等監視委員会事務局に所属する専門相談員	11月
			職場ストレスの基礎知識、セルフケアの重要性と心の健康問題に対する正しい理解、相談対応のポイント、声掛けの仕方、相談対応者に求められるセクハラ・パワハラ等の正確な理解と認識、相談者から信頼を得るための態度に関する知識の付与	ハラスメント相談員	10月	
E	MOS(Excelスペシャリスト)研修		Excelソフトに関する知識(複数のシートを含むブックの作成・編集、データの抽出や並べ替え、数式の作成、関数の使用、グラフを利用したデータの視覚的表現、印刷設定など、さまざまな目的や状況に応じて数値データを扱う等)の付与	一定要件に該当する総務・人事・経理担当係員	10月～12月	
			VBAに関する知識(変数と定数、セルの操作、ステートメント、関数、ブックとシートの操作等)の付与		1月～2月	
モニタリング	モニタリング研修	業態別コース(基礎)	モニタリング業務(業態別)を遂行するうえで必要な基礎的な知識等の付与	モニタリング業務(業態別)新任担当職員	7月～8月	
		専門分野別コース(基礎)	モニタリング業務(専門分野別)を遂行するうえで必要な基礎的な知識等の付与	モニタリング業務(専門分野別)新任担当職員	7月～8月	
		業態別コース(実務)	モニタリング業務(業態別)を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキル等の付与	経験年数1年以上のモニタリング業務(業態別)担当職員	7月～8月・11月 1月・3月	

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月	
業務	課程	専門分野別コース(実務)	モニタリング業務(専門分野別)を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキル等の付与	経年数1年以上のモニタリング業務(専門分野別)担当職員	7月～8月・11月 1月・3月	
		企画システム研修	企画部門の職員として必要な知識(企画部門の作法、局長講話、信用制度をめぐる諸問題、市場行政をめぐる諸問題、企業開示行政をめぐる諸課題)の付与	企画部門職員	9月	
	画	開示審査基礎研修	企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識(企業会計の基礎、金融商品取引法における開示制度、有価証券届出書の審査実務、有価証券報告書の審査実務、大量保有報告書の審査実務等)の付与	新任の開示審査業務担当職員	7月～8月	
		開示審査実務研修	企業内容開示審査業務に関する専門的な知識(企業開示制度の現状、ディスクロージャー制度の概要と事業対応、有価証券届出書の審査事例、大量保有報告書の審査事例、不正会計発見のために財務分析等)の付与	経年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月	
	別	監	市場監視基礎(共通)研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(金融商品の基礎知識、金融商品取引法総論・各論等)の付与	新任の市場監視事務担当者、証券調査官、審判官等	7月
			犯則調査基礎研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(犯則調査業務概要、犯則類型別の解説、証券会社・銀行調査等)の付与	新任の証券取引特別調査官等	8月
			取引審査基礎研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(内部者取引、相場操縦、審査手法、アルゴリズム取引・HFT等)の付与	新任の証券取引審査官等	8月
			取引調査基礎研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(内部者取引、相場操縦、基礎調査、デジタルフォレンジック等)の付与	新任の証券調査官等	8月
			開示検査基礎研修	開示検査業務に関して必要な基礎的な知識(開示検査業務概要、質問調査、検査報告書、検査事業分析等)の付与	新任の証券調査官等	8月
		視	国際取引等調査基礎研修	国際取引等調査に関して必要な基礎的な知識(内部者取引、相場操縦、クロスボーダー事業に係るMOU等)の付与	新任の国際取引等調査室の証券調査官等	8月
			市場監視総合研修	市場監視業務に関する総合的な知識(行政方針等)の付与	市場監視業務担当者、証券調査官等	1月
			市場監視実務(共通)研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(プロジェクトマネジメント、調査・検査における対話力等)の付与	経年数1年以上の市場監視事務担当者、証券調査官等	8月
			犯則調査実務研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(電子データ等の証拠化、刑事訴訟法等)の付与	経年数1年以上の証券取引特別調査官等	8月・1月
取引審査実務研修			取引審査業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(人工知能の売買審査業務への適用、事例研究等)の付与	証券取引審査官等	1月	
修	門	取引調査実務研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(基礎調査、本格調査、デジタルフォレンジック等)の付与	経年数1年以上の証券調査官等	8月・1月	
		開示検査実務研修	開示検査業務に関して必要な専門的な知識(開示検査の実務、コーポレートガバナンス・コード等)の付与	経年数1年以上の証券調査官等	8月・12月	
		国際取引等調査実務研修	国際取引等調査に関して必要な専門的な知識(インサイダー取引の構成要件、MMOU等)の付与	国際取引等調査室の証券調査官等	8月・1月	
		会計士	公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関する基礎的、専門的な知識(検査手続、品質管理レビュー、監査基準・企業会計に関する最近の動向等)の付与	公認会計士・監査審査会職員等	12月
通信	研	証券アナリスト	左記研修レベル相当の知識の付与	全職員 (実質負担) ※団体申込みによる割引適用	9月期、12月期、3月期	
		米国証券アナリスト(CFA)				
		公認内部監査人(CIA)				
		ファイナンシャルプランナー1級・2級・3級				
		証券外務員1種・II種				
		簿記検定3級・2級・1級・全経上級				
		BATIC(国際会計検定)				
		TOEIC L&R TEST対策(500、650、750、900点)				
基本情報技術者・応用情報技術者						

1. 見直しのポイント

業務の変化に対応したプログラム

新しい検査・監督における「検査マニュアルの廃止」、「動的な監督」、「見える化と探究型対話」など、業務の変化に対応した研修プログラムの企画・実施を行う。

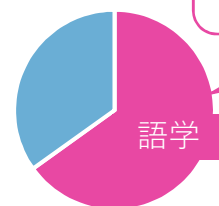
人事改革を踏まえたプログラム

人事基本方針を踏まえ、以下の人材を育成するための研修プログラムを企画・実施する。

- ① それぞれの専門分野において中長期的な行政課題に対応してくために必要となる人材の育成
- ② 将来のリーダー候補の計画的な育成

研修に対するコストバランスの見直し

これまでの研修の内容とコストバランスを見直し、限られた予算を最大限に活かした費用対効果の高い研修を実施する。



語学研修の予算は約1,750万円
現状、研修予算の65%を占めている

2. 役職別研修の見直し

金融庁職員（一般職）における昇任と研修時期のイメージ



見直し後

係長・課長補佐になる前に、係長・課長補佐に求められるスキル・能力に関する育成研修を実施
(求められるスキル・能力の特定はコンピテンシー、人事評価項目を参考に検討)

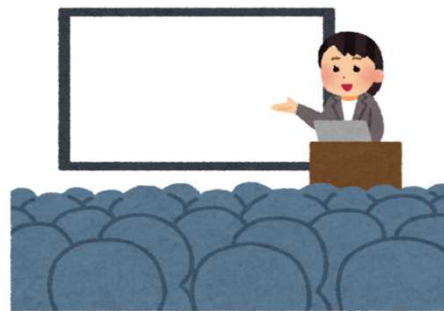
新任係長研修・新任課長補佐研修は、役職就任から半年後を目途に、その役職となつてからの課題や、
取組み等についてのグループワークへ内容を変更

3. 専門分野ごとの人材育成方針を踏まえた研修の企画

別紙2

研修担当者が専門分野ごとの
人材育成方針を踏まえ研修を企画

人材育成担当者が
スキルマップとの
整合性について確認



- ◆ 研修担当者は、専門分野ごとに作成された人材育成方針を踏まえ、各分野で期待される能力・スキルを得るための研修を企画する。

- ◆ 研修担当者が企画した研修について、人材育成担当者が検証を行い、専門分野のスキルマップとの整合がとれているかを確認する。

4. 語学研修の見直し

研修に対する意見	見直し後
職員の国際交渉力が不足している。（国際業務担当）	国際交渉力を向上させるため「国際交渉人材養成ワークショップ」を設ける。
メールなどの文章が書けない職員が多い。（国際業務担当）	英文ビジネスライティングの通信講座コースを開設。
個別指導を希望しているが、毎回選んでもらえない。（若手職員）	これまでの英語研修を「英語力育成研修」とし、受講対象を主に若手職員、受講要件を真に業務で語学力を必要とする者として選定基準を明確にする。
業務の関係で出席できないことがある。（受講者）	対面によるレッスンを廃止し、受講時間を自身で設定できるオンライン学習に変更。
研修後の効果測定が必要ではないか。受講した部下の語学力が上がっているのか確認したい。（国際業務担当）	効果測定を行い、結果を受講者だけでなく上司にも共有

第6節 金融行政におけるITの活用

I 概要

「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、平成30年6月、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「IT宣言・官民データ計画」という）が閣議決定されている。金融庁においても、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、情報化副統括責任者（副CIO）及び専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMO（Portfolio Management Office）の統括のもと、以下の取組みを行っている。

- ① 金融庁におけるIT戦略（中長期計画）の策定
- ② 情報システムの調達の適正化及びコスト削減の取組み
- ③ セキュリティ・IT人材の確保・育成
- ④ 情報セキュリティ対策の推進

II 取組実績

1. 金融庁におけるIT戦略（中長期計画）の推進

IT宣言・官民データ計画等に基づき、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すため、平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」が、eガバメント閣僚会議において決定されたところ。

金融庁においても、ITガバナンスの強化、業務の明確化を図るとともに、それに応じたシステムの見直し・構築を推進し、行政運営の効率化や利用者中心の行政サービス改革を実現していくため、IT戦略として「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「本計画」という。）を30年6月に策定したところ。本計画における重点項目として、以下を掲げている。

- ① ITガバナンスの強化
- ② 利用者中心の行政サービスの実現
- ③ 効率的・効果的な行政運営の実現（業務基盤の整備）
- ④ 変化に強いモニタリング等システムの構築（官民連携基盤の整備）
- ⑤ 新たな情報技術変化への対応

なお、本計画の実施に当たっては、CIO及び副CIOがリーダーシップを発揮し、当庁全体の合意形成を図りつつ、限られた財源・人員等のリソースを最大限有効に活用することで、全体最適化を図りながら、戦略的に取り組むこととしており、30事務年度においては、以下のような事項を実施した。

（1）ITガバナンスの強化

金融庁行政情報化推進委員会等の会議体やPMOの役割を明確化する訓令を制定するなどして、より一層、行政運営の効率化や利用者中心の行政サービス改革を推進するための体制を整備した。

(2) 効率的・効果的な行政運営の実現

タブレット端末の導入等により、ペーパーレス化の推進を図った。

また、本計画のうち、以下の事項については、金融モニタリングのデジタル化の取組みとして取りまとめたうえで、2019年6月に公表した。(別紙1参照)

ア. 日本銀行との徴求データの一元化・システム連携

金融機関における監督コスト低減の観点から金融庁と日本銀行との間で類似しているデータを一元化する調整を行い、2種類について合意した。また、金融庁と日本銀行との間でデータシェアリングのあり方の検討に着手した。

イ. 粒度の細かい(明細)データの利活用

低金利環境の継続や少子高齢化を背景とした金融機関(特に地域銀行)が直面する経営課題等に関し、深度ある分析を行っていくため、まずは金融仲介を中心とした貸出および有価証券に関する粒度の細かいデータのあり方や管理方法について、コンサルティングを活用し検討を行った。

ウ. RPA (Robotic Process Automation)

金融モニタリングにおける分析作業について、RPAを導入し資料の正確性向上及び担当職員の生産性向上を図った。

エ. RegTech/SupTech エコシステム

金融機関と当局における情報の収集・蓄積・活用をめぐる夫々の課題を解決していくために、将来的な官民協働のシステム(RegTech/SupTech エコシステム)構築に向けた検討に着手した。

2. 情報システム調達 of 適正化及びコスト削減の取組み

(1) 情報システム調達の適正化

情報システムの調達に当たっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証することが重要である。

そのため、CIO、副CIO、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、

- ① システムの仕様が用途・目的に照らして適切なものとなっているか、
- ② 調達予定価格が過去のSE単価や工数などの実績に照らして適切なものとなっているか

を審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

(2) コスト削減への取組み

「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行等による情報システムの運用コストの削減に取り組んでいる。

30 事務年度においては、運用コストの高いシステムに対して、「システム監査」を実施し、投資管理を含めたシステムの有効性について、点検、評価した。

3. 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、情報セキュリティに係るリスク評価の結果等を踏まえ、計画的に対策を実施することが重要である。

当庁では、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、金融庁情報セキュリティポリシー及び各種関連規定を改定した。また、同ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、30 事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

(1) 教育・訓練

ア. 情報セキュリティに関する対処能力の向上等

NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練に参加する等、セキュリティインシデント発生時における事態の早期把握及び被害の発生・拡大防止に向けて迅速かつ的確に対処するための庁内横断的な組織である金融庁CSIRT（Computer Security Incidents Response Team）の対処能力の向上を図るとともに対応態勢の有効性の確認を行った。

イ. 庁内の職員を対象とした研修等

庁内の職員を対象として、以下の研修等を実施した。

- ① 全職員を対象とした、情報セキュリティに関する知識や最近のサイバー攻撃の手法及び対処方法を盛り込んだ情報セキュリティ研修や、金融庁情報セキュリティポリシーおよび規則、実施手順の運用の徹底を図るための自己点検
- ② 外部等からの転入職員を対象とした情報セキュリティ研修
- ③ 職員が標的型メール攻撃に対して適切な対応ができるか確認するための標的型攻撃メール訓練

(2) 技術的な対策

情報セキュリティ監査の結果や、昨今のサイバー攻撃の高度化、巧妙化を踏まえ、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の運用を継続すると共に、新しい技術への対応の検討を実施した。

(3) 情報セキュリティ監査

各情報システムのインフラ・ネットワーク、アプリケーションの脆弱性について、外部の第三者による監査を実施したほか、NISCが実施するペネトレーションテスト（模擬攻撃訓練）を活用し、セキュリティ対策の実効性を確認した。

4. セキュリティ・IT人材の確保・育成

政府機関においてセキュリティ対策や情報化を進めるために必要な人材を確保していくための方策として、「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」が28年3月に策定された。同方針に基づき、当庁においても同年8月に「金融庁セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定し、30年8月に改訂を行っている。

30年度においては、改訂後の計画に基づき次の取組みを進めた。

- ① 体制の整備
- ② 有為な人材の確保
- ③ セキュリティ・IT人材育成支援プログラム
- ④ 職員の情報リテラシーの向上
- ⑤ 適切な処遇の確保

金融モニタリングにおけるデジタルイノベーションの取組状況

令和元年6月

金融庁



目次

I. 背景

II. 概要

III. 日本銀行との徴求データの一元化・システム連携

IV. 粒度の細かい(明細)データの利活用

V. RPA(Robotic Process Automation)

VI. RegTech/SupTechエコシステム

I. 背景

- 我が国では、人口減少・高齢化の進展や低金利環境の長期化等により、金融を巡る環境が大きく変化してきている。こうした中、RPA、AI、クラウド及びAPI等のIT技術は普及段階に達しており、これらを活用したデジタル化の進展状況は著しい。
- IT技術を活用したデジタル化(Digitalization(デジタルイゼーション))の進展状況については、一般的に①「Digitization(デジタイゼーション)」と表現される、従来から実施されてきたアナログ情報のデジタル変換など、業務効率化を目的とした取組みと、②「Digital transformation(デジタルトランスフォーメーション)」と表現される、顧客に新たな価値を提供するなど、既存のビジネスモデルを変革する取組み、に区分される。
- 我が国の既存の金融機関及び非金融の新しいプレイヤーは、上記①、②のアプローチからデジタル化に取り組んでいる。もっとも、既存の金融機関では、一部を除き、デジタイゼーションに注力している先が多い。
- 金融庁では、現在、検査・監督の見直しを進めており、これに伴う金融モニタリングの高度化・効率化が求められている。**金融モニタリングの高度化・効率化は、データの収集・蓄積・分析機能の高度化・効率化と不可分である。**
- こうしたことから、IT技術の進展を含めたデジタル化の動きを踏まえ、昨事務年度(平成29事務年度)から金融モニタリングの高度化・効率化を支えるSupTech[※]の導入について取組みを開始した。

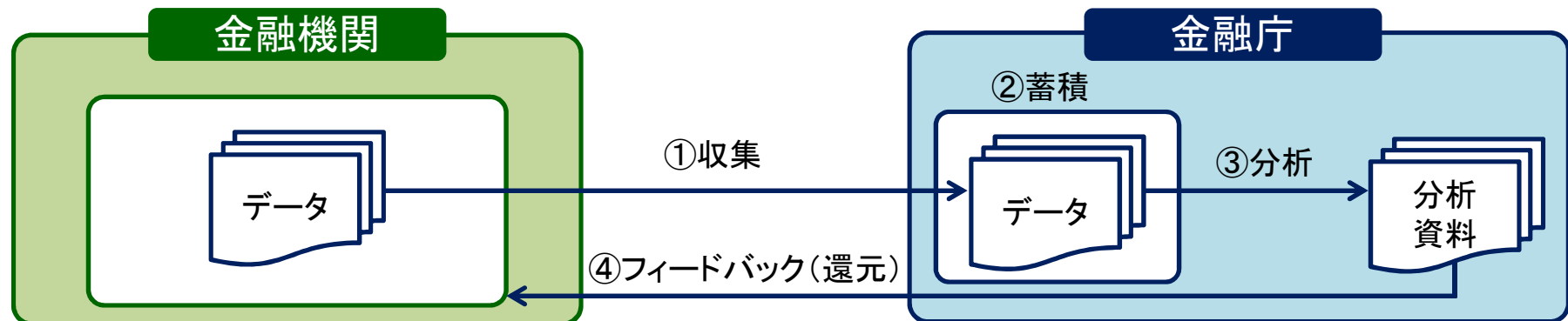
※Supervisory Technologyの略。規制当局・法執行機関が検査・監督等の高度化・効率化のために活用するIT技術の意味で用いている。また、RegTech(Regulatory Technology)は、民間金融機関がIT技術を活用して金融規制に対し効率的に対応する意味で用いている。

I. 背景

デジタル化の進展状況

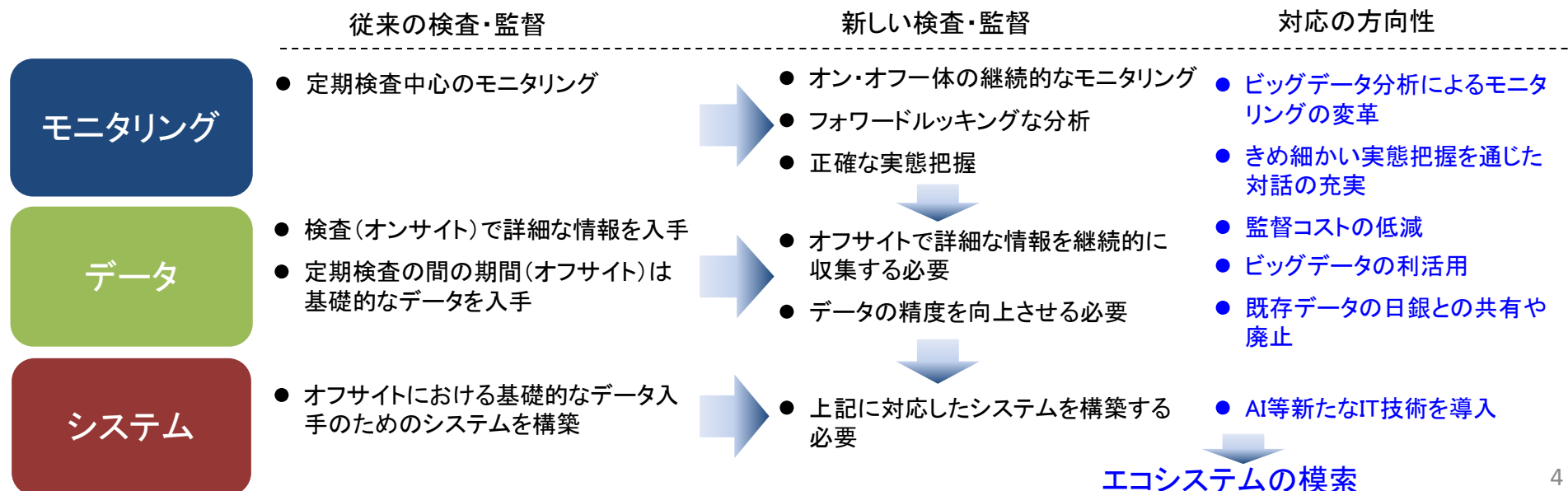
	デジタル化(デジタルイゼーション)	
	デジタイゼーション	デジタルトランスフォーメーション
主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に既存の金融機関が注力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に大手金融機関、新興の金融機関及び金融参入を窺う非金融企業が注力
概念	<ul style="list-style-type: none"> ● アナログ情報のデジタル変換 ● 業務効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル化されたビッグデータをITを駆使して利活用し付加価値を創造 ● ビジネスモデルの変革
テクノロジー	<ul style="list-style-type: none"> ● RPA ● API 	<ul style="list-style-type: none"> ● クラウド ● AI 等
データの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 部門単位の活用にとどまり、サイロ化 	<ul style="list-style-type: none"> ● ビッグデータの新規収集や組織横断的な利活用を推進

金融機関・金融庁間におけるデータの流れ(イメージ図)



II. 概要

- SupTech導入の取組開始にあたっては、外部有識者等と意見交換を行い、民間企業におけるIT技術及びデータの利活用状況や金融機関等におけるRegTech・FinTechの取組状況を把握しつつ検討を行った。
- こうした検討を踏まえ、主に業務効率化の観点から、①既存の徴求データの日本銀行との一元化等、②分析業務等の自動化(RPA(Robotic Process Automation)※)を、分析高度化の観点から、③粒度の細かいデータの利活用の取組み・検討に着手した。
(※)パソコン上で行う作業をソフトウェアが自動で遂行する仕組みをいう。
- また、将来的にデジタルトランスフォーメーションが今後更に進展した社会における金融モニタリング業務の変革も念頭に、データ・ITを介し官民双方がメリットを享受できる仕組みの1案として、④RegTech/SupTech エコシステムの構想についても模索した。



Ⅲ. 日本銀行との徴求データの一元化・システム連携

【課題】

- 金融庁が金融機関から徴求しているデータは、日本銀行が金融機関から徴求しているデータと重複・類似しているものが存在している。このような状況は、金融機関側にとって少なからず負担となっている。
- 金融機関における監督コストを低減する観点から、①金融機関から徴求しているデータのうち、類似しているものは極力一元化するとともに、②金融庁と日本銀行との間で安全にデータを共有するシステムを構築した上で報告先を一本化する、取組みが必要と考えられる。

【これまでの取組み】

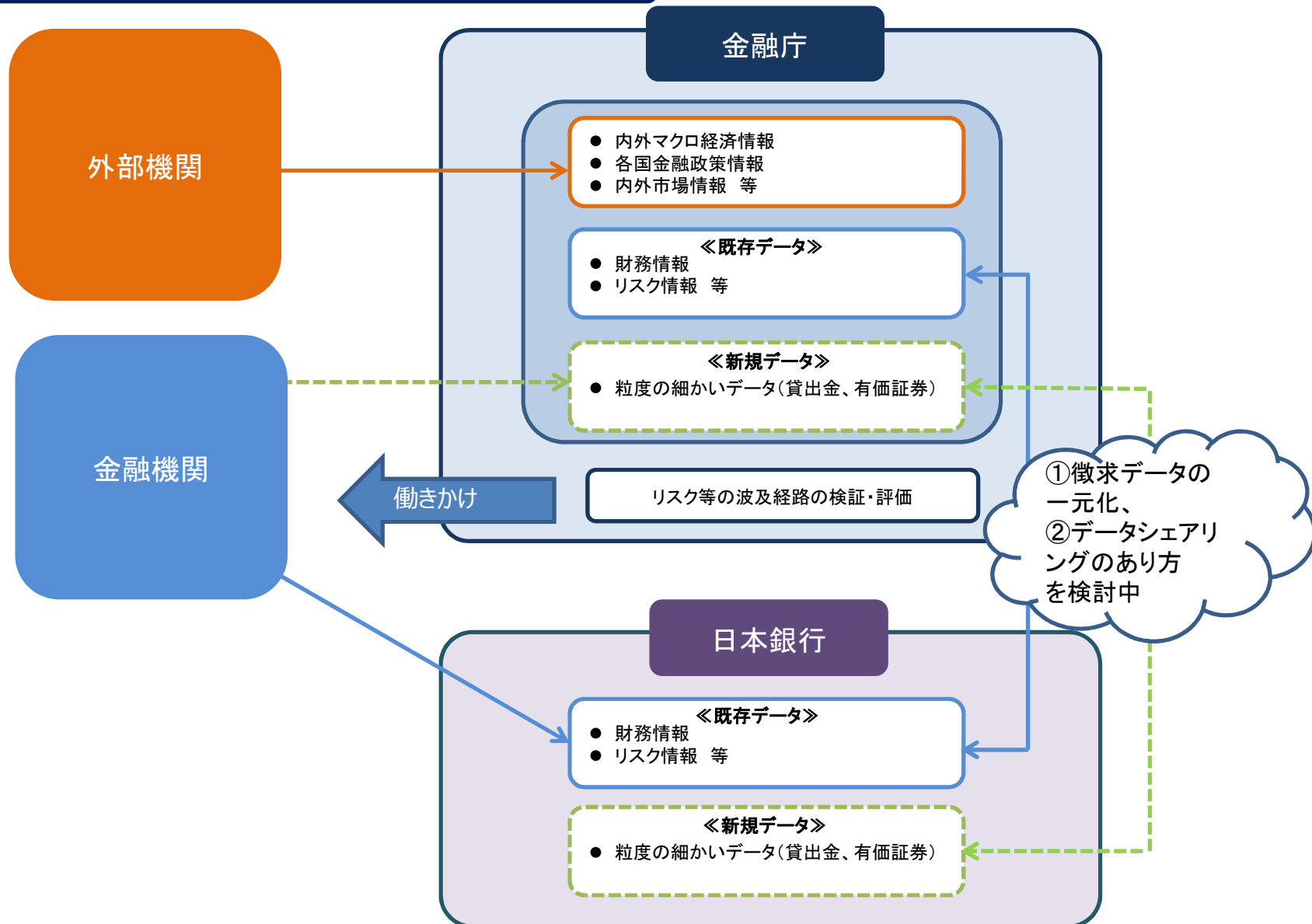
- 今事務年度は、金融庁と日本銀行の間で類似しているデータを一元化する調整を行った結果、まずは2種類のデータの一元化を本年9月から実施予定。また、金融庁と日本銀行の間でデータシェアリングのあり方の検討に着手した。

【今後の取組方針】

- 来事務年度において、更に類似しているデータの洗出しを行い、一元化を進めるとともに、データシェアリングに向けた具体的な内容やスケジュールの検討を進める。

Ⅲ. 日本銀行との徴求データの一元化・システム連携

徴求データの一元化・システム連携のイメージ



IV. 粒度の細かい(明細)データの利活用

【課題】

- 金融機関から徴求しているデータの利活用については、①金融庁と金融機関との対話における、個別金融機関のポートフォリオや地域特性などのきめ細かい理解、②金融庁から金融機関へのフィードバック情報、③同種のデータを必要とする関係機関などとの間での効率的なデータの利活用、④定例化されていない随時(アドホック)データの提出負担の軽減に関し、改善の余地がある(特に地域銀行)。

【これまでの取組み】

- 今事務年度は、金融仲介を中心とした貸出金および有価証券に関する粒度の細かいデータ(以下、明細データ)のあり方や金融庁における管理方法について、コンサルティングを活用しつつ検討。

【今後の取組方針】

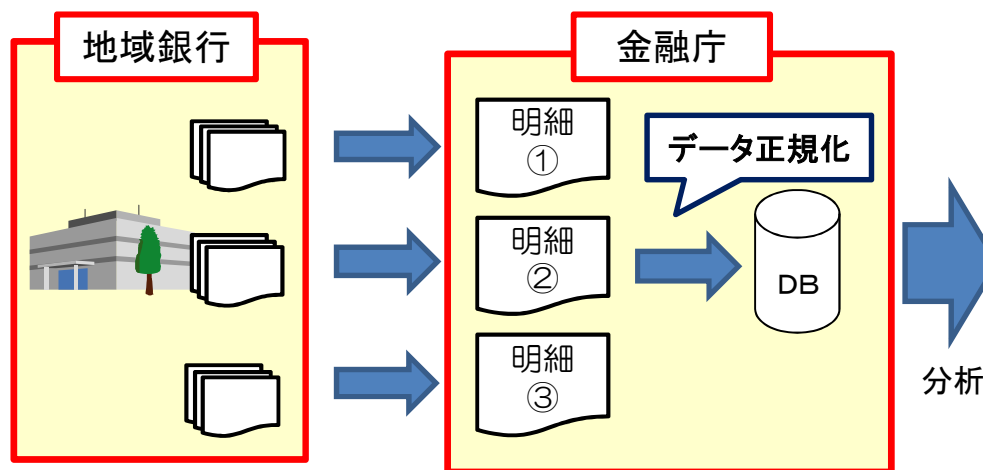
- 明細データ収集の実現可能性や管理負担等を検証する観点から、今夏以降、まずは地域銀行数行との間で協働検証作業を実施する予定。協働検証作業を踏まえ、今後の明細データの徴求のあり方を検討。

IV. 粒度の細かい(明細)データの利活用

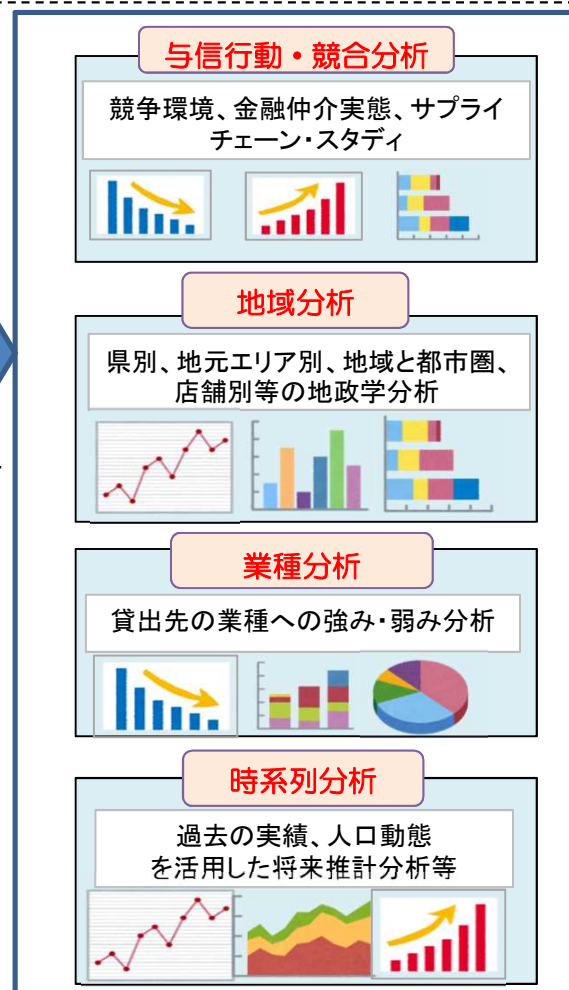
明細データの協働検証作業の概要①(データ授受方式)

- 今回の協働検証作業では、**地域銀行側の負担低減**の観点から、従来の徴求計表のように**金融庁でフォーマットを指定せず**、比較的柔軟に銀行側が保有する明細データを受け入れ、**金融庁でデータの正規化**を行う方針。

【データ授受方式とデータ活用の概要】



(注) 今回の検証では、「法人向け貸出」および「その他証券(投資信託等)」に関する明細データを対象とする予定。



IV. 粒度の細かい(明細)データの利活用

明細データの協働検証作業の概要②(主な内容)

- 地域銀行等との協働検証では、(1)データ収集・加工の実現可能性、(2)分析を踏まえた情報のフィードバック、(3)データの利活用について検証する予定。

【予定している検証作業の概要】

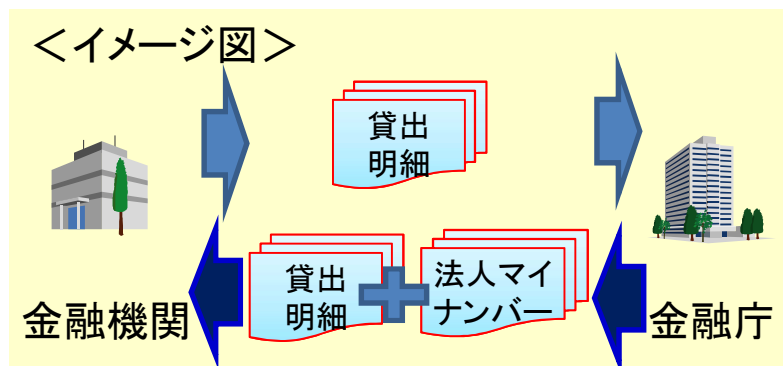
検証事項		関係者	検証内容
(1)データ収集・加工の実現可能性	①収集	地域銀行 →金融庁	地域銀行で、データ提出が可能か以下の観点から検証。 > 明細データの保有状況 <small>※ 情報の有無、保有システム名等</small> > 明細データ提出に係る時間及び負荷
	②加工	金融庁	クレンジング、マッピング、マスター管理のようなデータ加工に係る業務の詳細手順を整理。金融庁がどの程度の負担で実現可能かなどを検証。
(2)分析を踏まえた情報のフィードバック	①分析	金融庁、日銀	分析に必要な情報の十分性や分析のあり方を検証。
	②フィードバック	金融庁 →地域銀行	分析結果を踏まえ、地域銀行でのデータ利活用やリスク管理の高度化に資する情報のフィードバック手法を検討。 > <u>法人マイナンバーの利活用</u> > 地域を俯瞰した分析資料の還元
(3)データの利活用		金融庁・地域銀行 →業界団体など	業界団体等との連携など、データの効率的な活用の可能性を検討。 <u>(エコシステム<データ・リサイクリング>)</u>

IV. 粒度の細かい(明細)データの利活用

明細データの協働検証作業の概要③(データの利活用)

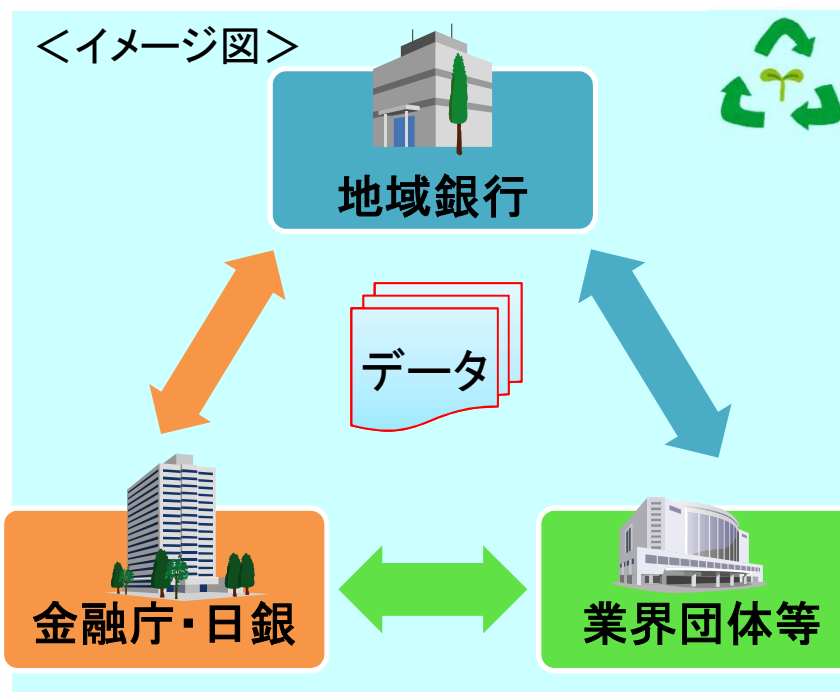
【法人マイナンバーの利活用】

- 行政の効率化、国民の利便性等を目的に、法人に対して、13ケタの番号を付した法人番号制度(所謂「法人マイナンバー」)が、2016年から運用開始。利用制限はなく、国税庁のウェブサイトに掲載されている。
 - 預金取扱金融機関では、順次、整備を進めているところ。
- ⇒ 今回作業では、地域銀行から受領した貸出明細データに、金融庁が法人マイナンバーを付加し還元。地域銀行において、法人マイナンバーを与信先情報と紐づける実務が定着すれば、取引先企業の実態把握の向上を通じて、与信管理の高度化・効率化に寄与できるか検証。



【エコシステム<データ・リサイクリング>】

- 貸出情報は、監督当局への報告のみならず、異なる目的で異なる関係者(業界団体等)に対して提供されている。
- ⇒ 今回作業では、当局が受領した貸出情報の一部を業界団体等と共有することで、地域銀行の負担を低減できないか検証。



V. RPA(Robotic Process Automation)

【課題】

- 金融モニタリングでは、検査・監督の見直しの一環として、オン・オフ一体のモニタリングを推進しており、オフサイト・モニタリングにおけるデータ分析作業の重要性が従来以上に高まっている。また、データ分析の作業量も増加している。

【これまでの取組み】

- データ分析作業では、パソコンで行う定型的な作業も多く含まれていることから、民間部門で導入が進んでいるRPAを金融モニタリングにおけるデータ分析作業でも導入すべく、平成29年度から実証実験を行うなど具体的な検討を行った。
- 実証実験を踏まえ、平成30年度から管理態勢を整備の上、他省庁に先駆けて本格的な導入を開始し、12業務の自動化を実現した。これにより、分析資料の正確性向上及びモニタリング担当職員の生産性向上(成果物に基づくデータ分析業務への時間配分を増加)を図っている。

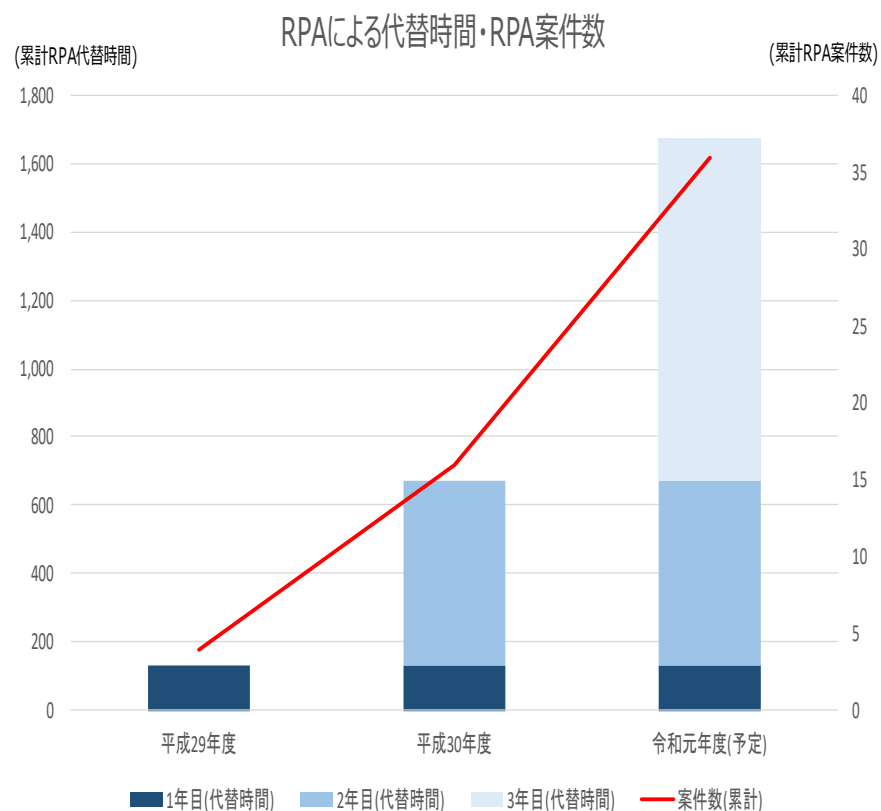
※ なお、金融庁のこうした取組みは内閣人事局が実施する平成30年度ワークライフバランス職場表彰において内閣人事局長表彰を受けた。

【今後の取組方針】

- 令和元年度も20業務程度の自動化を予定しており、引き続きデータ分析業務の高度化・効率化に取り組んでいく方針。

V. RPA(Robotic Process Automation)

RPAによる代替時間・案件数



RPA化した業務事例

分類	RPA化した業務の例	業務のうち自動化した割合
データのダウンロード	庁内システムからのデータのダウンロード	83%
	外部サイト(日銀、EDINET等)からのデータのダウンロード	81%
集約・転記	財務(支)局や金融機関から提出された資料の集約	96%
	各金融機関への資料やメールの作成	90%
その他	メール添付ファイルのパスワード解除や共有フォルダへの保存	80%
	超過勤務時間記入様式の初期化	100%

VI. RegTech/SupTech エコシステム

- デジタル化が進展することにより、今後、金融機関はデジタル化された情報を収集・蓄積し、それを利活用することによりデータドリブンな経営を行うことが活発になると考えられる。もっとも、現状は情報の収集・蓄積において、金融機関内の部門単位での活用に留まる等、未だ不十分であるという声もある。
- 他方、金融庁は、金融機関内の情報を収集・蓄積・分析(利活用)することで金融モニタリングを実施しており、金融機関の情報の利活用状況に遅滞なく対応していく必要があるが、従来型の長期間にわたるシステム開発等による対応では限界がある。
- こうした状況を踏まえ、金融機関と金融庁における情報の収集・蓄積・利活用をめぐる夫々の課題を解決していくために、将来的に官民協働でシステム(RegTech/SupTechエコシステム)を構築する必要がある。
- RegTech/SupTechエコシステムは、金融機関にとってのメリットが必須であるとともに、様々なニーズ等に機動的に対応する必要があることから、現時点で考えられるコンセプトは以下のとおり。

実効性	金融機関の内部管理、当局の金融モニタリングの向上
効率性	金融機関の経営・当局報告コスト、金融機関・当局のシステムコストの低減
柔軟性(連結性)	新たな技術、非金融分野のplayerへの対応も可能
速報性(リアルタイム)	参加者が情報をリアルタイムに把握
双方向性(データシェアリング)	報告するためだけの一方通行のシステムではなく、参加者が共有
簡易性	従来型の重厚長大なシステムではなく、簡易なシステムでアジャイルに開発
機密性	共有される情報については機密性を確保

VI. RegTech/SupTech エコシステム

- 今後、こうしたコンセプトを具現化するため、金融機関と金融庁間における情報の収集・蓄積・分析(利活用)の高度化・効率化について、金融機関からのニーズ等を募集し、取組可能な分野から官民協働で実証実験を行う。
- こうした取組みを通じ、官民協働でシステム構築を進めることが適当と認められる事例については、対象分野・業態等を拡大しつつ、実現化に向けた検討に着手する予定。なお、具体的な検討分野としては、例えば、以下のような事例が考えられる。

	案件	内容	メリット(金融機関・当庁)
データの 収集・ 蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ● API連携によるデータ共有 ● Webベースでの調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 官民のシステムをAPI連携し、各種報告について金融機関から報告してもらうのではなく、当庁が適時システムを通じて確認する仕組み ● 当庁が実施する各種アンケート調査をWebベースで実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関の報告負担の軽減 ● 当庁のモニタリングの実効性向上 ● 金融機関の報告負担の軽減 ● 当庁の集計・維持管理が容易
データの 分析・ 利活用	<ul style="list-style-type: none"> ● KYCデータの利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関内におけるKYCデータの利活用を促し、与信判断の向上等に寄与する仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関のリスク管理等に付加価値を付与

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見（86回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（47回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：509件）。

II 広報活動

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（HPのトップページ上段）（別紙1参照）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

2018事務年度は、平成30年7月豪雨関連情報及び平成30年北海道胆振東部地震関連情報について、特設サイトを設け、被災者に有益と思われる情報の掲載を行った。

また、2018年1月より施行された休眠預金等活用法に関して、広く国民への周知を図るため、トピックスへの掲載及び政府広報の活用を積極的に行った。

2. 海外に対する情報発信

英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、海外からも関心が高い公表物については、ウェブサイトのトップページに常時掲載するなどの取組みを行った。

3. 政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、別紙2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

(別紙1)

【平成30事務年度に開設した金融庁ウェブサイトの特設サイトについて】

1. 平成30年7月豪雨関連情報
2. 平成30年北海道胆振東部地震関連情報

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】（令和元年6月28日時点）

1. 改元を理由とする詐欺にご注意ください。
2. 外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について
3. 貸付自粛制度について
4. ソーシャルレンディングへの投資にあたって
5. 企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）について
6. つみたてNISAが100万口座を突破しました！
7. 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて
8. アパート等のサブリースに関連する注意喚起について
9. 2018年12月25日から、全銀EDIシステム稼動により、経理事務の負担が軽減されます！
10. 長い間、お取引のない預金等はありませんか？
11. FinTechサポートデスクについて
12. 暗号資産（仮想通貨）に関する情報を掲載しました。
13. 顧客本位の業務運営に関する情報を掲載しました。
14. 講演等
15. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
16. 国会提出法案等
17. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂
18. 悪質な投資・預金の勧誘等にご注意ください！
19. 電子決済等代行業を営むみなさまへ
20. 国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」について公表しました。
21. アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）に係る申請手続きについて公表しました。
22. 日本における初の金融関係国際機関～IFIAR事務局開設

平成30事務年度政府広報実績 (H30. 7. 1～R1. 6. 30)

	媒体 (広報実施時期)		テーマ
テレビ	定時番組	BS-TBS 震が関からお知らせします (平成30年9月1日放送)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	定時番組	BS-TBS 震が関からお知らせします (平成30年12月23日放送)	休眠預金等活用法
ラジオ	政府広報ラジオ番組	「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」 (平成30年10月27日放送)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	政府広報ラジオ番組	「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」 (平成30年11月3日放送)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
	政府広報ラジオ番組	「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」 (平成30年12月8日放送)	NISA非課税期間終了時における手続き
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol. 64(平成30年11月発行)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol. 65(平成31年1月発行)	休眠預金等活用法
インターネット	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (平成30年7月9日から7月15日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (平成30年7月23日から7月29日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (平成31年3月11日から3月17日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (平成30年8月20日から8月26日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (平成30年12月24日から12月30日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (令和元年5月6日から5月12日)	貸付自粛制度について
	インターネットテキスト広告	毎日新聞 (平成30年10月1日から10月7日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	産経デジタル (平成30年12月31日から平成31年1月6日)	仮想通貨について
	インターネットテキスト広告	グノシー (平成31年1月21日～1月27日)	つみたてNISAについて
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (平成30年10月22日から10月28日)	NISA非課税期間終了時における手続き
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (平成30年12月24日から12月30日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (平成31年1月21日から1月27日)	休眠預金等活用法
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (平成31年1月28日から2月3日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
	インターネットテキスト広告	毎日新聞 (平成31年2月11日から2月17日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起

	媒 体（広報実施時期）		テーマ
その他	政府広報オンライン お役立ち情報	平成22年7月から掲載（平成25年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年7月から掲載（平成25年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかせずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年8月から掲載（平成29年3月14日更新）	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年6月から掲載（平成28年1月12日更新）	新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年9月から掲載（平成29年3月22日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年10月から掲載（平成28年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成28年7月から掲載	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ ご利用ください。「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成29年5月から掲載	仮想通貨交換業に関する法制度の施行

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、2018年度の開示請求の受付件数は115件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 行政処分等に関する文書
- ② 金融機関等所管する法人に関する文書
- ③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（2018年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	57	107	13	59	72	41	1	2
証券取引等 監視委員会	0	6	0	2	2	2	0	2
公認会計士・ 監査審査会	0	2	0	0	0	1	1	0
合 計	57	115	13	61	74	44	2	4

（注1）本表は、2018年4月から2019年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2019年度における6月末までの開示請求の受付件数は186件である。

(3) 不服申立等

2018年度における不服申立受理件数は5件、前年度繰越分と併せて23件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2018年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は12件であり、うち11件は同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、2018年度の開示請求の受付件数は1,013件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（2018年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等			不開 示決 定	請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定					
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	111	22	4	17	21	10	0	2
証券取引等 監視委員会	0	1	0	0	0	1	0	0
公認会計士・ 監査審査会	11	990	967	0	967	0	4	30
合 計	122	1,013	971	17	988	11	4	32

(注1) 本表は、2018年4月から2019年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

(注2) 2019年度における6月末の開示請求の受付件数は33件である。

(3) 不服申立等

2018年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は15件、前年度繰越分と併せて28件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

2018年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は11件であり、うち8件は同年度中に裁決・決定を行っている。

II 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、研修を実施（合計10回）。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2018年10月～11月に自主点検を実施。
また、自主点検後、2018年12月～2019年1月にかけて監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2018事務年度（2018年7月～2019年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が15件発生した。主な事例は下記の通り。

- ・ 行政文書の紛失（保存期間の延長が重ねて行われ平成4年度より長期間保存していた移管予定文書の紛失が発覚、外部から提出を受けた文書の所在が不明 等）
- ・ メール誤送信（外部に送付したメールに、異なる案件のファイルを添付し送付、本来Bccで送付すべきメールを宛先(To)で送付 等）。

ただし、行政文書の紛失については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、また、誤送信についても速やかに相手方にメール削除を依頼した。いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 発生原因及び再発防止策

上記の行政文書の紛失等に係る主な発生原因としては、誤廃棄されたと考えられる文書について、行政文書ファイル管理簿に登録していた名称と、実際の行政文書ファイルに係る背表紙の名称とが異なった状態で管理されていたことから、紛失が発覚するまでに時間を要したことや保存期間を延長するにあたって誤って現物確認が行われた可能性があること等が考えられる。

また、こうした発生原因等を踏まえた上で、主に以下の再発防止策等を講じている。

- ① 執務室等の変更に伴って行政文書の保存場所を移動させる場合には十分な事前準備のうえで確実にを行うこと、保存期間を延長する場合や点検・監査を実施する場合には現物確認を確実にを行うこと等の見直しを実施し、適切な文書管理を徹底
- ② 移管予定文書は、真に必要な場合に限定して保存期間の延長を行うことし、延長を行う際には、上記のとおり現物確認を確実にを行うこと
- ③ メール送付の外部送信の手順マニュアルを始めとした情報管理に係るルールの職員への周知徹底

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017年1月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（2018年7月～2019年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	7回	2回	2回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	仮想通貨交換業
1回	4回	2回	3回

第10節 パブリック・コメント手続の実績（別紙1参照）

意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

2018事務年度(2018年7月~2019年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
R1.6.28	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R1.7.29
R1.6.28	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R1.7.29
R1.6.21	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表について	R1.7.22
R1.6.13	「労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令(案)」等の公表について	R1.7.12
R1.6.7	「金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令及び公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令(案)」の公表について	R1.7.8
R1.5.31	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R1.7.1
R1.5.31	「監査基準の改訂について(公開草案)」、「中間監査基準の改訂について(公開草案)」及び「四半期レビュー基準の改訂について(公開草案)」の公表について	R1.7.1
R1.5.29	「金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R1.6.27
R1.5.20	「利息制限法施行令等の一部を改正する政令(案)及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R1.6.20
R1.5.15	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R1.6.17
R1.5.14	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	R1.6.13
R1.5.10	「金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件(案)」の公表について	R1.6.10
R1.5.10	「金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条第一項第二十一号の四の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を指定する件(案)」の公表について	R1.6.10
H31.4.19	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	R1.5.20
H31.4.3	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R1.5.10
H31.3.27	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	H31.4.26
H31.3.20	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	H31.4.19
H31.3.18	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	H31.4.16
H31.3.14	「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」(案)の公表及び意見募集について	H31.4.15
H31.3.14	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	H31.4.15
H31.2.26	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」について	H31.3.13
H31.2.18	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	H31.3.19
H31.2.13	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正(案)の公表について	H31.3.15
H31.1.18	「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	H31.2.18

公表日	案件名	締切日
H31.1.15	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	H31.2.15
H31.1.9	TLAC規制等に係る告示の一部改正(案)の公表について (注)労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合等、漁業協同組合等並びに商工中央金庫に対する告示改正(案)	H31.2.8
H31.1.9	レバレッジ比率規制に係る府省令・告示案等の公表について (注)農林中央金庫及び商工中央金庫に対する府省令・告示改正(案)	H31.2.8
H31.1.9	「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等の公表について (注)労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合等、漁業協同組合等及び商工中央金庫に対する告示改正(案)	H31.2.8
H30.12.28	TLAC規制等に係る告示の一部改正(案)の公表について (注)銀行、銀行持株会社、信用金庫等、信用協同組合等及び最終指定親会社に対する告示改正(案)	H31.1.28
H30.12.28	レバレッジ比率規制に係る府省令・告示案等の公表について (注)銀行、銀行持株会社、信用金庫等及び最終指定親会社に対する府省令・告示改正(案)	H31.1.28
H30.12.28	「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等の公表について (注)銀行、銀行持株会社、信用金庫等、信用協同組合等及び最終指定親会社に対する告示改正(案)	H31.1.28
H30.12.28	流動性比率規制に関する「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	H31.1.28
H30.12.25	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等について	H31.1.23
H30.12.21	「記述情報の開示に関する原則(案)」の公表について	H31.2.1
H30.11.22	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	H30.12.7
H30.11.9	「認定経営革新支援機関の監督の基本的な指針(案)」の公表について	H30.12.8
H30.11.2	「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表について	H30.12.3
H30.10.12	「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」の公表について	H30.11.12
H30.9.27	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	H30.10.26
H30.9.26	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	H30.10.25
H30.7.13	「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」(案)の公表及び意見募集について	H30.8.13

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、財務（支）局が金融行政を遂行するに当たり、アドバイザーから金融行政等に関する意見の聴取、金融知識や金融行政の施策の普及・広報活動、財務（支）局職員の知識向上等の財務（支）局が必要とするサポートを受けることにより、財務（支）局が行う金融行政サービスの更なる向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行うことである。

(参考) 金融行政アドバイザーの委嘱状況（2019年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名以内、合計49名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 12名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 15名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 5名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 17名 |

II 2018事務年度における取組み

2018年7月～2019年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いた。

また、一部の財務（支）局については金融仲介の質の向上に向けたシンポジウムに参加頂いているほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニター制度（別紙1～3参照）

I 制度の概要（別紙1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、2016年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的に反映させることにより、より良い金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等に対する金融庁の対応（別紙2、3参照）

1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、2018事務年度には28件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、2018事務年度には978件のご意見等が寄せられた。

2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする**金融行政にご意見等をお持ちの方**から、**金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判**などをお聞きするため、「**金融行政モニター制度**」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしていましたが、金融機関などからは、**聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等と言うことは難しい**とのご指摘もあるところです。

このような点に鑑み、**金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)**が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
翁 百合	(株)日本総合研究所 理事長	
神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人	
米山 高生	東京経済大学経営学部教授	
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)	

～制度のポイント～

お寄せいただいたご意見等は金融行政モニター委員(中立的な第三者である外部専門家)に直接届きます

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

ご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部に届けられます

- 今後のより良い金融行政のために活用

意見提出者の匿名性は厳格に担保されています

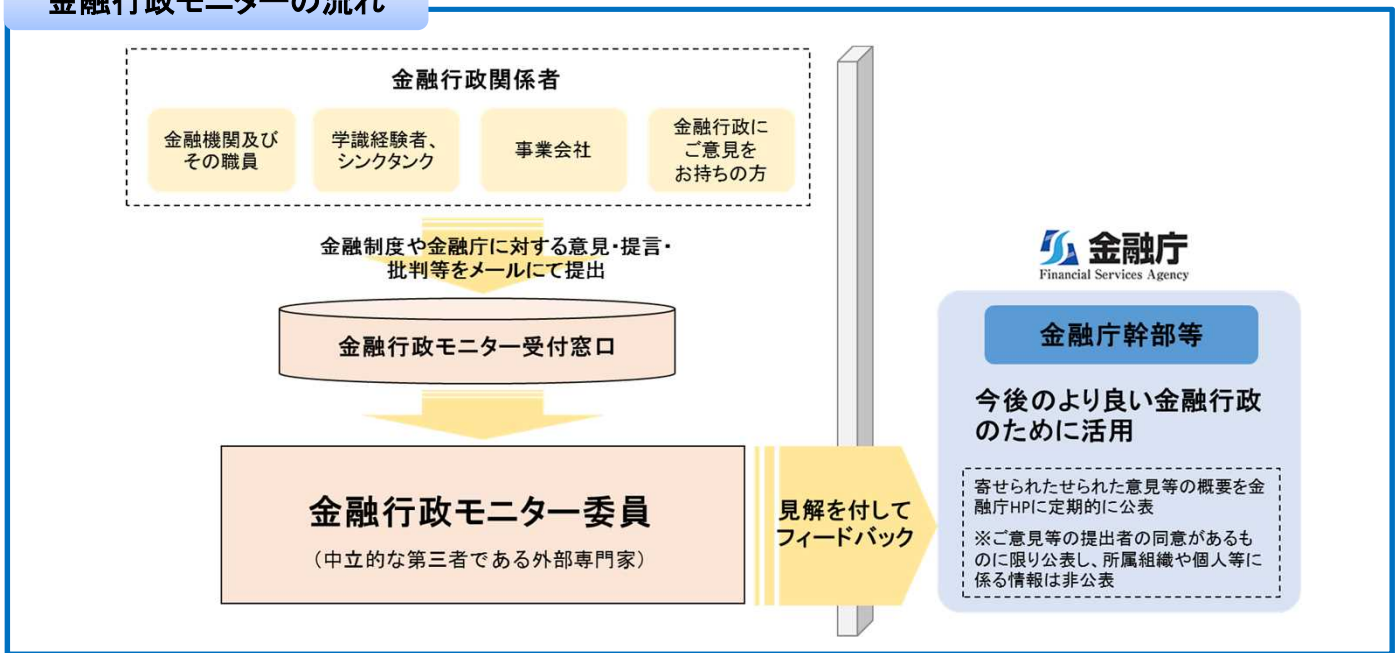
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です

- 匿名での提出も可能です

お寄せいただいた意見等に関する金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません

金融行政モニターの流れ



寄せられたご意見はこのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化 <銀行法改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

【金融庁の対応】

母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」(案)を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した(平成29年5月26日成立)。

◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃 <銀行法施行規則改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

【金融庁の対応】

銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した(平成29年4月より施行)。

金融行政モニター受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受付けております。

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。

<http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

お問い合わせ先

金融庁総合政策局総合政策課

金融サービス利用者相談室

Tel 0570-052100(ナビダイヤル)(IP電話は、03-3501-2100)

Fax 03-3506-6699

平成30年7月13日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成30年1月から3月までの3か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口寄せられた意見等は、平成30年1月1日から3月31日までの間に315件となっています。

2. 金融行政モニター受付窓口寄せられたご意見等について

○ 平成30年1月1日から同年3月31日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

13件

【主なご意見等】

(別紙3)をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課
- ・金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室

主なご意見等

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p>金融庁は店頭 FX 規制（レバレッジ規制）強化を検討しているとのことだが、既に日本では国際的にみても最高レベルの厳しい規制がなされている。</p> <p>これに対して、現在問題になっている仮想通貨は世界中で規制が進んでいるが、日本では厳格な規制は定められていない。FX の値動きはリーマンショックのような歴史的な金融事件があった場合においても一日に数%程度であったが、仮想通貨の値動きは一日に 50% を超えることもあり、日々の価額の変動は FX の数十倍となっている。</p> <p>このような危険な仮想通貨に、FX を辞めて手を出している投資家はすでに一定数おり、仮想通貨関連のトラブルに巻き込まれている投資家も存在する。</p> <p>そのような状態で更に店頭 FX 規制を強化した場合、店頭 FX から仮想通貨に流れる投資家が増えることが予想される。金融庁の勝手な判断で過剰な規制を進められることのないよう、適切にご判断をいただきたい。</p>	<p>我が国の店頭外国為替証拠金取引（店頭 FX 取引）市場については、近年その取引規模が 5,000 兆円程度まで拡大しており、店頭 FX 業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システムリスクに繋がる可能性を有しており、その決済リスク管理の重要性が高まっていると考えられます。このような問題意識の下、本年 2 月に「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置しました。</p> <p>その後、「個人投資家の意見も聞いた上で検討すべき」といったご意見が寄せられたことから、同検討会では、個人投資家を含めた幅広い利用者からの意見募集を行い、その結果も踏まえて、先般報告書が取りまとめられました（6 月 13 日公表）。</p> <p>報告書では、店頭 FX 業者の決済リスク管理強化に向けた対応策として、自己資本・ストレステストの拡充や取引データの報告制度の充実を図ること等が盛り込まれており、今後、金融庁では、報告書で示された各施策について、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>なお、暗号資産（いわゆる仮想通貨）については、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業に関する研究会」を設置し、本年 4 月より、ご議論いただいているところです。</p>

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要（別紙1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（別紙2参照）

2018年4月1日から2019年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は36,858件となっている。1日当たりの平均受付件数は151件となっており、2017年度（152件）とほぼ同水準で推移している。そのうち、事前相談の受付件数は616件となっている。
2. 分野別では、預金・融資等が11,266件（30%）、保険商品等が7,441件（20%）、投資商品等が8,510件（23%）、貸金等が2,597件（7%）、暗号資産（仮想通貨）等が4,195件（11%）、金融行政一般・その他が2,849件（8%）となっている。
分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が58件（9%）、保険商品等が9件

(1%)、投資商品等が388件(63%)、貸金等が24件(4%)、暗号資産(仮想通貨)等が129件(21%)、金融行政一般・その他が8件(1%)となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

(1) 預金・融資等に関する相談等の受付件数は、2017年度(9,599件)に比べて、増加している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが3,643件(32%)、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが2,749件(24%)等となっている。

(2) 保険商品等に関する相談等の受付件数は、2017年度(7,591件)に比べて、やや減少している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが3,161件(42%)、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,356件(18%)等となっている。

(3) 投資商品等に関する相談等の受付件数は、2017年度(9,033件)に比べて、やや減少している。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが3,274件(38%)、個別取引・契約の結果に関するものが2,584件(30%)等となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は748件あり、そのうち498件が何らかの被害があったものである。

(4) 貸金等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが1,062件(40%)、個別取引・契約の結果に関するものが493件(19%)等となっている。

(5) 暗号資産(仮想通貨)等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが1,465件(34%)、個別取引・契約の結果に関するものが1,331件(31%)等となっている。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

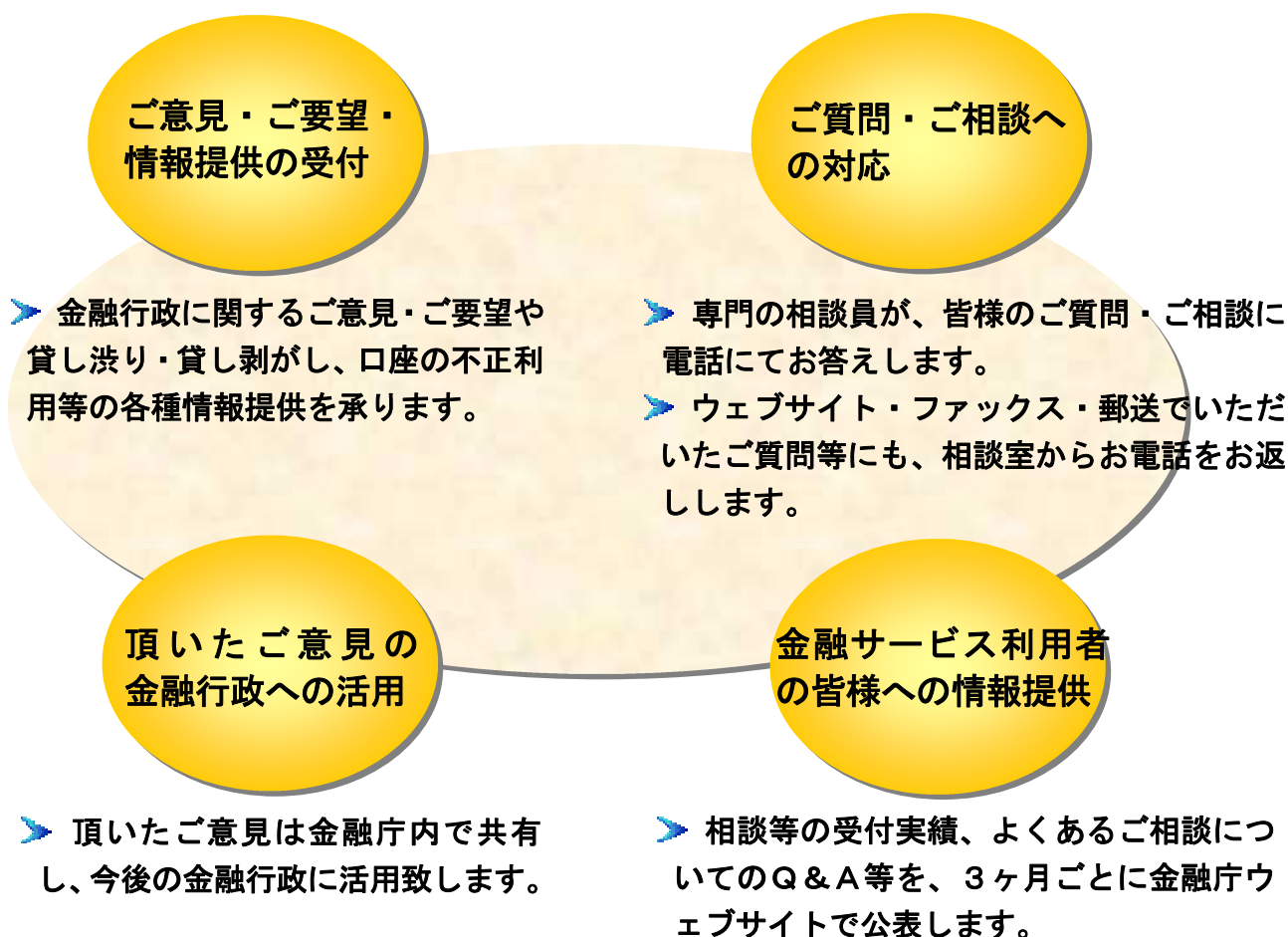
(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
2018年4月1日～6月30日・・・2018年8月16日公表(第52回)
2018年7月1日～9月30日・・・2018年11月16日公表(第53回)
2018年10月1日～12月31日・・・2019年2月8日公表(第54回)
2019年1月1日～3月31日・・・2019年5月15日公表(第55回)

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する4つのサービス



- ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承下さい。

裏面もご覧下さい 

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：0570-016811（ナビダイヤル）
IP電話からは 03-5251-6811

（注）お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。

● 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 暗号資産（仮想通貨）等に関するご相談
- ⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見・相談・情報提供等を24時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の10:00～17:00の間に、お電話をお返し致します。
（注1）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。
（注2）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ
(<https://www.fsa.go.jp/opinion/>)

ファックス等での受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛



(別紙2)

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(2018年4月1日～2019年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2018年4月1日～6月30日・・・2018年8月16日公表(第52回)

2018年7月1日～9月30日・・・2018年11月16日公表(第53回)

2018年10月1日～12月31日・・・2019年2月8日公表(第54回)

2019年1月1日～3月31日・・・2019年5月15日公表(第55回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	2018/4～6	2018/7～9	2018/10～12	2019/1～3	2018年度合計
質 問 ・ 相 談	7,005	6,935	6,874	6,461	27,275
意 見 ・ 要 望	1,837	1,798	1,977	1,669	7,281
情 報 提 供	456	465	423	369	1,713
そ の 他	132	166	157	134	589
合 計	9,430	9,364	9,431	8,633	36,858

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	2018/4～6	2018/7～9	2018/10～12	2019/1～3	2018年度合計
電 話	7,265	7,329	7,327	6,837	28,758
ウ ェ ブ サ イ ト	1,303	1,228	1,402	1,074	5,007
フ ァ ッ ク ス	149	139	133	98	519
手 紙	245	260	294	283	1,082
そ の 他	468	408	275	341	1,492
合 計	9,430	9,364	9,431	8,633	36,858

3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	2018/4～6	2018/7～9	2018/10～12	2019/1～3	2018年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2,594	2,884	2,874	2,914	11,266
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1,834	1,861	1,913	1,833	7,441
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,231	2,016	2,264	1,999	8,510
貸 金 等	632	581	683	701	2,597
暗 号 資 産 (仮 想 通 貨) 等	1,602	1,231	788	574	4,195
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	537	791	909	612	2,849
合 計	9,430	9,364	9,431	8,633	36,858

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	854	32.9	711	27.4	1,029	39.7	2,594	100.0
7月～9月	880	30.5	943	32.7	1,061	36.8	2,884	100.0
10月～12月	1,012	35.2	969	33.7	893	31.1	2,874	100.0
1月～3月	942	32.3	1,067	36.6	905	31.1	2,914	100.0
2018年度合計	3,688	32.7	3,690	32.8	3,888	34.5	11,266	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	457	24.9	845	46.1	532	29.0	1,834	100.0
7月～9月	517	27.8	849	45.6	495	26.6	1,861	100.0
10月～12月	518	27.1	797	41.7	598	31.3	1,913	100.0
1月～3月	489	26.7	801	43.7	543	29.6	1,833	100.0
2018年度合計	1,981	26.6	3,292	44.2	2,168	29.1	7,441	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	476	21.3	1,755	78.7	2,231	100.0
7月～9月	498	24.7	1,518	75.3	2,016	100.0
10月～12月	595	26.3	1,669	73.7	2,264	100.0
1月～3月	448	22.4	1,551	77.6	1,999	100.0
2018年度合計	2,017	23.7	6,493	76.3	8,510	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	632
7月～9月	581
10月～12月	683
1月～3月	701
2018年度合計	2,597

○暗号資産(仮想通貨)等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	1,602
7月～9月	1,231
10月～12月	788
1月～3月	574
2018年度合計	4,195

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	537
7月～9月	791
10月～12月	909
1月～3月	612
2018年度合計	2,849

第14節 政策評価への取組み

金融庁においては、2012年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、2017年4月から2022年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。（別紙1、2参照）

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、PDCAサイクルを有効に機能させるため、2013年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。（別紙3参照）

また、同年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（2013年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、2013年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 金融庁における政策評価への取組み（別紙4参照）

（参考2） 評価の実施状況（別紙5参照）

「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 2017年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
- ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、

- ・ 3つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応

(「IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等)

を「横断的施策」とするほか、

- ・ 3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(以 上)

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～33年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

（横断的施策）

施策
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 業務継続体制の確立と災害への対応
3 その他の横断的施策

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
2 検査・監督の見直し
3 金融行政を担う人材育成等

金融庁における平成30年度実績評価(概要)

基本政策 ／ 施策	主な取組み(実施計画より)	主な実績	今後の課題
(横断的施策)			
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融デジタル化戦略として、①情報の蓄積と利活用、②顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護、③デジタル化に対応する情報・金融リテラシー、④金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化、⑤金融行政のデジタル化、⑥様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進、⑦オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進、⑧国際的なネットワーク、⑨デジタル化の基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進、⑩サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応、⑪これらの課題を実現するための機能別・横断的法制からなる11の施策に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能別・横断的法制について、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において検討。「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表、関連法案を国会へ提出。また、「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》」を取りまとめた ✓ 全邦銀138行中130行がオープンAPI導入を表明、うち95行が導入済(31年3月末時点) ✓ オンラインで完結する新たな本人確認方法の追加等を内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公布・施行 ✓ 全銀EDIシステムの稼働に向けた周知等を行い、XML電文への移行を実施(30年12月稼働) ✓ FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブで受け付けた相談に対応 ✓ FinTech Innovation Hubを設置し、フィンテック企業等へのヒアリングを実施し、フィンテックについてのトレンド・状況を把握(31年3月末時点 102社) ✓ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を実施 	<p>現在、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」で取りまとめに向けた議論を行っている「基本的な考え方」を踏まえ、決済法制や金融サービス仲介法制に関し検討する。また、銀行と電子決済等代行業者との連携・協働による利便性の高いサービスの提供等に向けたフォローの実施、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブ等を通じたイノベーション支援の一層強化、FinTech Innovation Hubによるフィンテックの最新動向の把握と施策への反映、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に向けた金融分野のサイバーセキュリティ対策の更なる強化など、金融デジタル化戦略を推進していく。</p>
2 業務継続体制の確立と災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、関係機関との合同訓練等を実施 ✓ 平成30年7月豪雨等への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルを設置したほか、金融機関に対してきめ細かな対応を奨励 	<p>金融庁の業務継続計画等を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む。また、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p>
3 その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 世界共通の課題の解決へ貢献(金融規制改革を含む国際的な議論、SDGs、マネロン・テロ資金供与対応)及び当局間ネットワーク・協力を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ G20議長国として金融システム上の内外共通課題の解決に向けて議論を主導 ✓ SDGsに関し、TCFD関連のシンポジウムを開催したほかtwitterで関連情報を積極的に発信 ✓ AML/CFT対応として、モニタリングの結果等を金融機関に還元し、態勢整備の高度化を奨励 ✓ 当局間協力等の強化に関し、Brexitに係る英欧当局との連携や、その他取組(日中金融協力、ミャンマー支援計画、GLOPAC等)を更に推進 ✓ 30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、ITガバナンスの強化や、情報セキュリティ人材の確保・育成に向けた取組等を実施 	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、G20議長国として金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取り組むほか、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を更に充実させていく。</p> <p>業務支援統合システム等を活用したデータ分析に基づく行政を進めつつ、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に掲げたRegTech/SupTechエコシステム(官民連携基盤)の構想を模索していく。</p>

I 金融システムの安定と金融仲介機能		
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済・金融市場の動向や金融システムにおけるリスク等をリアルタイムに情報収集し、金融システムの現状を定期的に分析・評価 ✓ 人口減少、低金利環境、デジタル化の進展を踏まえ、健全性を維持する観点から、金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス発揮への対応、長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応、経済・市場環境の急激な変化への対応、について重点的にモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、内外環境変化等を適時に把握し金融機関のモニタリングに活用するとともに、金融システムの潜在的なリスクや脆弱性の調査・分析を実施 ✓ 健全性維持の観点から、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ー持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス態勢に関する対話 ー信用リスク管理等の長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応の促進 ーリスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の構築や機動的なポートフォリオ運営の促進
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ バーゼルⅢ等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、TLAC規制及びレバレッジ比率規制等を国内に導入
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促す。また、早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度の見直しを実施 ✓ 「地域生産性向上支援チーム」と各財務局が連携し、地域企業・関係者と関係を構築しつつ対話を実践する。これらの対話等を通じてきめ細かく把握した地域経済・企業の実態を基に、地域金融機関の経営陣や、社外役員を含む取締役・監査役等や営業現場の責任者等と金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促したほか、社外役員を含め、経営陣等と経営やガバナンス(有効な内部監査を含む)について深度ある対話を実施 ✓ 地域金融機関に早め早めの経営改善を促す観点から早期警戒制度の見直しを具体的に検討 ✓ 「地域生産性向上支援チーム」と各財務局が連携し、地域企業・関係者と関係を構築しつつ対話等を通じ、地域経済・企業の実態を把握し、それらを基に、地域金融機関の経営陣や営業現場の責任者等と金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を実施
II 利用者の保護と利用者利便の向上		
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関の経営者による「顧客本位の業務運営に関する原則」の経営理念や戦略への反映、現場における実践について重点的に分析・検証するとともに、顧客アンケート調査を通じ、顧客への浸透状況を分析・確認。また、貯蓄性保険も含め、商品内容等の更なる「見える化」を促進 ✓ 生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 販売会社に対し、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施し、認められた課題や取組事例を公表するとともに、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを公表した金融事業者のリストを、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表。また、金融庁及び金融機関の取組みに対する顧客の評価を確認すべく、顧客意識アンケート調査を実施 ✓ NISA 制度の利便性向上のため、NISA 口座保有者が海外転勤等により一時

グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も、金融市場を含む日本の金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めるとともに、金融機関の健全性を確保・維持するため、実践と方針に基づき、業態横断的な対応に加え、

- ー大手銀行グループの海外業務やグループ連携の強化・拡大に加え、経営インフラの刷新・非金融業との協業の動きなど、リスクの多様化・複雑化を踏まえた対応
- ー地域金融機関の金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応
- ー長寿化やデジタル化に伴う保険ニーズの変化や自然災害の激甚化等のリスクの変化を踏まえた対応
- ー証券会社を取り巻く顧客層の世代交代、IT化の進展に伴う取引チャネルの多様化等の経営環境の変化を踏まえた対応

など、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。

IAISで検討されているICSの進展を視野に入れた保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討など、金融システムの安定性確保のため、国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備を図っていく。

地域金融機関をとりまく環境が引き続き厳しい状況にあることも踏まえつつ、将来にわたる健全性の確保や金融仲介機能を十分に発揮するため、金融機関との間でガバナンスの発揮を含め深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促していく。

金融機関における「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向け、共通KPIや顧客意識アンケート調査結果等も踏まえ、販売会社の販売態勢や投資運用業者のガバナンス状況等について深度ある検証に取り組んでいく。また、金融リテラシー向上に取り組むとともに、つみたてNISAの普及・恒久化を含めた長期・積立・分散投資の促進を図っていく。

	のあり方についての具体的な検討や、金融リテラシーの向上に向けた金融経済教育を更に充実	的に出国する場合に引き続き NISA 口座での保有を可能とする等の税制改正要望を提出し、実現 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁職員の母校や各県の教育委員会・教育庁への働きかけを行い、当庁及び財務局が行う金融経済教育の出張授業を抜本的に拡充 	
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コンプライアンス・リスク管理上の課題に対し、幅広い情報収集を通じたリスクの特定・評価を行い、リスクに応じたモニタリングを実施するとともに、投資用不動産向け融資に関するアンケート調査や検査も活用しつつ、深度あるモニタリングを実施 ✓ 仮想通貨(暗号資産)交換業について、イノベーションに配意しつつ、利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業者における実効性のある態勢整備・適切な業務運営の確保、国際的な連携、必要な制度的対応の検討等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「コンプライアンス・リスク管理基本方針」を公表し、同リスクの管理に関する取組事例の実態把握や、幅広い情報収集を通じたリスクの特定を行い、モニタリングに活用 ✓ 投資用不動産向け融資に関する横断的なアンケート調査結果を公表し、一部の金融機関については、検査も活用しつつ深度あるモニタリングを実施 ✓ 暗号資産交換業者に対する適切な業務運営の確保等に向けたモニタリングや登録審査、自主規制機関の認定、利用者に対する注意喚起、無登録業者対応、国際的な連携強化等を実施 ✓ 「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書を受け、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出 ✓ 銀行カードローンについて実態把握を行い、ベストプラクティスの共有や対話等を通じ、業界全体の業務運営水準の引き上げに向けた取組を慫慂 	<p>以下の取組をはじめ、各業態において利用者保護のために必要な制度整備を図るほか、適切な態勢整備を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との対話を通じ、左記「基本方針」を踏まえた金融機関における実効的なコンプライアンス・リスク管理の浸透を促すとともに、重大なリスクとなりうる事象の分析・特定を行い、それらに焦点を当てたリスクベースのモニタリングを進める。 ・適切な管理態勢に基づく投資用不動産向け融資の慣行が金融機関に浸透するよう、当庁の問題意識を幅広く発信していく。 ・暗号資産交換業者に対する透明性の高い登録審査及び環境の変化に応じた機動的なモニタリング、改正法の着実な執行等に取り組んでいく。
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上			
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場監視手法や着眼点の改善を実施のほか、行政処分の勧告等を行うだけでなく関係者との対話を通じた問題意識の共有や対外的な情報発信、AI等の活用も含めた新市場監視システムの導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監視の空白を作らないための継続的な業務改善に係る仕組みの構築、勧告・告発にとどまらない対話を通じた課題の共有、建議等の対外発信、より効果的・効率的な市場監視のための AI を活用したシステムの実証実験等を実施 	<p>市場のグローバル化やデジタル化の進展等により市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性の確保に向け、システム整備のほか、検査・調査手法の改善等に取り組むなど、網羅的・機動的で深度ある市場監視を実施していく。</p>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営戦略やガバナンス情報などの企業情報の開示の充実に向けた内閣府令の改正・プリンシプルベースのガイダンスの策定等のほか、監査人に対してより詳細な情報提供が求められるケースにおける対応の在り方等について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営戦略等の記述情報の開示の充実を図るため、内閣府令を改正したほか、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表 ✓ 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を開催し、通常とは異なる監査意見等に係る対応の在り方等について検討し、報告書を取りまとめ、公表 	<p>記述情報の開示の充実に向けた企業の好事例等の取組について周知を行うほか、IFRSの任意適用企業の拡大促進、監査報告書の透明化を含む会計監査に関する情報提供の充実に取り組んでいく。</p>
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表等の検証を行い、投資家及び企業の取組みのベストプラクティスの公表を実施 ✓ 資産運用業の高度化を目指し、総合的な環境整備に取り組むとともに、投資運用業者における業務運営態勢等の向上を図る ✓ 取引所の国際競争力の強化、投資家の利便性の向上等のため、総合取引所の早期実現に向けて関係者等への働きかけなどを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有識者会議において、両コードの改訂等を踏まえた投資家と企業の取組の検証を行い、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、意見書を公表 ✓ 金融業の拠点開設サポートデスクを通じて資産運用業者等の新規参入を後押しし、新たに 10 社の資産運用業者等が業登録を完了 ✓ 大手投資運用会社について、運用の高度化に向けた課題(グローバル運用体制の強化等)への取組状況について、グループ内の資産運用ビジネスの位置付け等の観点から対話を実施 ✓ 総合取引所の実現に向けて金融庁・経産省・日本取引所グループ・東京商品取引所等との間で協議・検討を行い、取引所の経営統合に関し基本合意書を締結 	<p>上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組、資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から取組を進めていく。</p>

(金融庁の行政運営・組織の改革)		
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種有識者会議の活用や、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み(政策オープンラボ)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設置する等、各種有識者会議を開催し、有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映 ✓ 政策オープンラボを設置し、有志職員が外部有識者等を交えた調査・研究を実施
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検査・監督基本方針を踏まえた金融機関との対話の材料とするために、各分野(健全性政策、コンプライアンス・リスク管理、IT ガバナンス(案))について「考え方と進め方」等を策定・公表 ✓ モニタリングの質の向上・改善のため、第三者による外部評価や金融機関からの意見聴取を実施
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上司が部下に目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境を整備(業務単位の少人数グループ化) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 活発なコミュニケーションが図られる環境整備のため、業務単位の少人数グループ化を行ったほか、1on1 ミーティングを導入 ✓ コミュニケーション活性化のため、長官が定期的に職員に向けて意見発信する「Tone at the top」や、職員と幹部が直接意見交換する「タウンミーティング」の機会を拡充

<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、政策評価有識者会議を含め、取組を進めていく。</p>
<p>融資に関する検査・監督実務に係る「考え方と進め方(DP)」の策定に向けた検討を進めるほか、各 DP を活用した対話の実践、必要に応じた検査・監督に関する方針の示し方の検討等、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善するための取組を進めていく。</p>
<p>組織文化の変革には相応の時間がかかることから、1on1 ミーティングの定着など、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。</p>

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
30年8月		・政策評価（平成29年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（30年7月17日公表）
9月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30年9月13日）
12月		・「平成30年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：30年4月～31年3月末）策定（30年12月3日公表）
31年2月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（31年2月15日）
元年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（元年6月国会報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成29年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（元年6月10日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（元年6月13日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

評価の実施状況

(別紙5)

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の 政策評価 (R I A)	租税特別 措置等に 係る政策 評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	
21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	5件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	26件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	10件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	8件	5件
29年度	20件 (28年度計画に掲げた政策)	—	—	—	5件	2件

30 年度	14 件 (29 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6 件	11 件
-------	-------------------------	---	---	---	-----	------

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。
(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。
(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の政策評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より規制の事前評価の実施され、29 年 10 月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年 5 月より評価の実施が義務化された。

第15節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（別紙1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 災害等発生時に備えた訓練

（1）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（2）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の海外発生期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁内の情報伝達訓練等を行った。

金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

< 概 要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法(H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画(H26.3策定)
 - ・首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
 - ・重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
 - ・日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画(H26.3策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定)

- ・首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- ・本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- ・東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し(H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定(H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定(H27.12)。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害:
 - ・「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定:
 - ・本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
 - ・電力：3日間程度は非常用発電で対応
 - ・通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - ・上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策本部の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> • 災害対策本部の設置・運営に関する庶務 • 庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 • 外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 • 職員の参集・配置に関する総合調整 • 災害対応に係る文書の記録・保存 • 国会及び取材への対応 ▶ 金融市場等における状況の確認 ▶ 金融機関における状況の確認 ▶ 国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ▶ 金融機関に対する被災者支援の要請 ▶ 被災者等からの相談受付 ▶ EDINETの管理・運用 ▶ 公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政資源の被災状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> • 職員の安否確認 • 本庁舎の設備等の被災状況の確認 ▶ 庁内情報システムの管理等 <ul style="list-style-type: none"> • 庁内情報システムの障害への対応 • 金融庁行政情報化LANシステムの運用 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;"><金融庁と関係機関との概念図></p> <pre> graph LR A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] -- "迅速な情報収集・提供" --> B["金融庁 災害対策本部"] B -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --> C["金融機関 取引所 決済機関等"] B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --> D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"] </pre> </div>

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁舎

- 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

備蓄

- 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

通信

- 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

行政情報システム

- 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

広報

- 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

第 16 節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」(2013 年 6 月 14 日閣議決定)、『日本再興戦略』改訂 2014(2014 年 6 月 24 日閣議決定)、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(2013 年 12 月 13 日公表)、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(2014 年 6 月 12 日公表)において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、2014 年 4 月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

(1) F S A Weekly Review

2014 年 4 月より、庁内の各部署が日々金融庁ウェブサイトに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次で F S A Weekly Review として公表。また、定期的に公表される事案等については、日英同時公表を行っている。

(2) 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口)

2014 年 4 月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

2018 事務年度においては、計 639 件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が 275 件であった。また、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が 115 件、その他の照会が 249 件寄せられた。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

(3) 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2018 事務年度においては、(別紙 1)に掲げた法令等のほか、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成 30 事務年度)」の概要、並びに金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告、「記述情報の開示に関する原則」の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレート・ガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・提言・議事録の英語版を会議と並行して公表した。

英語版を作成した主な法令等

- ・金融商品の販売等に関する法律（平成二十四年法律第八十六号による改正まで反映）
- ・金融商品の販売等に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百三十七号による改正まで反映）
- ・偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十九年法律第七十四号による改正まで反映）
- ・犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成二十五年法律第四十五号による改正まで反映）
- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
- ・信託業法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・信託業法施行規則（平成二十一年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・貸付信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・担保付社債信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・預金保険法（平成二十五年法律第四十五号による改正まで反映）
- ・預金保険法施行令（平成二十七年政令第二十三号による改正まで反映）
- ・預金保険法施行規則（平成二十六年内閣府・財務省令三号による改正まで反映）
- ・貸金業法（平成二十六年法律第六十九号による改正まで反映）
- ・貸金業法施行令（平成二十七年政令二百七十四号による改正まで反映）
- ・貸金業法施行規則（平成二十七年内閣府令第三十七号による改正まで反映）
- ・電子記録債権法（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律施行令（平成二十九年政令第四十七号による改正まで反映）
- ・前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・資金移動業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・仮想通貨交換業者に関する内閣府令
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成二十八年法律第十五号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成二十四年政令第百九十七号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十号による改正まで反映）
- ・保険業法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・保険業法施行令（平成二十八年政令第三十八号による改正まで反映）
- ・保険業法施行規則（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成二十七年内閣府・法務省令第四号による改正まで反映）
- ・認可特定保険業者等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号による改正まで反映）
- ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第五十四号による改正まで反映）
- ・発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八

号による改正まで反映)

- ・発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
- ・外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十五号による改正まで反映）
- ・財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号による改正まで反映）
- ・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成二十七年内閣府令第五十二号による改正まで反映）
- ・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成二十七年内閣府令第五十二号による改正まで反映）
- ・公認会計士法（平成二十九年法律第四十一号による改正まで反映）
- ・公認会計士法施行令（平成二十九年政令第二百九十六号による改正まで反映）
- ・公認会計士法施行規則（平成二十八年内閣府令第四号による改正まで反映）
- ・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成二十七年政令第二百三十三号による改正まで反映）
- ・社債、株式等の振替に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成二十七年政令第二十三号による改正まで反映）